

给水装置工事施行基準

伊勢崎市上下水道局

はじめに

給水装置工事主任技術者の役割

給水装置工事の適正な施行を確保するためには、給水装置工事についての十分な知識と技術を有する主任技術者が事業活動の本拠である、調査段階から検査段階に至る、一連の業務の職務を誠実に行う必要がある。

主任技術者は、給水装置の構造及び材質の基準や給水装置工事技術等についての専門的な知識と技能を有していることが必要である。これらの知識と技能としては、給水装置工事の現場の事前調査、施行計画の策定、施工段階の工程管理、品質管理、工事の竣工検査等の各段階において必要となる知識、技能はもとより、水道の供給規程に基づき水道事業者が定めている工事内容審査などの工事施工に先立つ手続きを確実に実施するために必要な知識、技能等多岐にわたる。

このことから、主任技術者は日頃から、技術や材料に関する知識、関係法令等の知識を習得するための努力を行うことが求められる。

- (1)主任技術者は、給水装置工事業務の技術上の管理を行うとともに、給水装置工事に従事する者の指導監督を行うなどの業務を行う。
- (2)主任技術者は、給水装置工事の適正を確保するための技術力の要としての役割を果たすため、給水装置の構造・材質や給水装置工事技術などについての専門的な知識と経験を有していることが必要である。
- (3)主任技術者は、調査・計画・施工・検査段階に至るそれぞれの段階に応じて、給水装置工事の適正を確保するための技術の要としての役割を十分に果たさなければならない。
- (4)主任技術者は、構造・材質基準に適合し、かつ、発注者が望む給水装置工事を完成させるために、工事現場の状況・工事内容に応じて必要となる工種及びその技術的な難易度、関係行政機関等との間の調整と手続きなどを熟知していなければならない。
- (5)主任技術者は、新技術・新材料に関する知識の習得や、関係法令や条例等の制定、改廃についての情報を得、これらの知識を習得するための努力が必要である。
- (6)主任技術者は、配管工などの従業員等に対して給水装置工事に関する技術的な指導監督を十分に行うとともに、それらの関係者間のチームワークと相互信頼関係の要とならなければならない。

目 次

工事内容の区分	1
給水装置工事申込における関係添付書類	2
給水管の口径決定について	3
水栓数によるメーター口径決定表	4
給水装置工事の申込書等の作成及び施工	5～13
給水装置工事フロー図	14
給水装置工事標準図・給水装置工事設計書記入例	15～18
アパート・ハイツ等の逆止弁及びメーター設置標準図	19
アパート・ハイツメーター周り詳細図	20
舗装復旧標準図	21
給水取出し工事における舗装復旧影響部（推進工法）	22
給水取出し工事における舗装復旧影響部（開削工法）	23
給水工事における掘削小穴	24～25
道路工事現場における標示施設等の設置基準	26～27
配水管から水道メーターボックスまでの給水材料	28
水道給水装置工事申込書（公道分新設記入例）	29～32
水道使用申込書	33
調査項目と内容	34
道路占用許可書の写し	35
道路使用許可申請書の写し	36
占用図面の写し	37
工事施工書（施工者用）	38
工事施工書（監督用）	39
公図	40
共同住宅申込書作成見本（公道分新設）	41～42
共同住宅申込書作成見本（分岐新設）	43～45
工事施工書記入例	46～48
念書作成記入例	49
改造図面記入例	50
ヘッダー配管記入例	51
個人管分岐からの記入例	52
給水取出し工事写真撮影要領	53～54
工事写真表紙	55

給水工事検査について	5 6
耐圧テストポンプの掛け方（一次側）	5 7
耐圧試験写真撮影要領	5 8 ~ 6 1
耐圧試験報告書の表紙	6 2
受水槽設備について	6 3 ~ 6 9
開発行為等における分譲地の給水計画について	7 0
開発行為等による宅地分譲の場合	7 1
配水管帰属受入フロー図	7 2
給水装置等表示一覧	7 3
給水装置記号の表示	7 4
自主検査調書	7 5
給水装置工事竣工検査願	7 6
水路（開渠）を横断する場合の上越し、下越しの基準について	7 7 ~ 7 8

工事内容の区分

1 公道分新設

新たに給水装置を設ける工事で、公道に布設してある配水管から給水管を取り出すための工事である。

(1) 標準タイプ

配水管が布設してある公道に隣接しているもの。

(2) 道路を縦断して引き込むタイプ

公道取り出しの乙止水栓以降道路を縦断して引き込むもの。

(3) 開発行為等により止水栓まで施工済みのタイプ

開発行為（事前協議済）または開発配水管帰属工事と同時に止水栓まで取出し施工済みで加入金未納のもの。

2 分岐新設

新たに給水装置を設ける工事で、既設の給水管から給水管を取り出すもので分岐する箇所により次のように分けられる。

(1) 公道分岐

国・県道、市道、区画道路、都市計画道路に布設してある給水管から分岐するもの。

(2) 宅地内分岐

他人又は本人の土地に布設してある給水管から分岐するもの。

3 改造工事

給水装置の原形を変える工事で、工事内容により次のように分けられる。

(1) 全面改造

家屋の建替えに伴い既存の給水装置を取り壊し別の給水装置にかえるものや、家屋の増設等により給水装置を大幅に変更するもの。

(2) 一部改造

トイレの水洗化などの簡易な改造をするもの。

(3) 公道分改造

既に使用しているが、何らかの理由により新たに配水管から、給水の取り出し位置の変更や、取り出し口径を変更したりするもの。

(4) 分岐改造

既に使用しているが、何らかの理由により新たに個人の給水管から、給水の取り出し位置を変更しての分岐や、取り出し口径を変更したりするもの。

給水装置工事申込における関係添付書類

1. 道路工事を必要とする場合

(1) 公道分新設・改造工事、公道分岐新設・改造工事

- ① 水道給水装置工事申込書（指定用紙）A-3判両面印刷 線色：淡いブルー
- ② 水道使用申込書
- ③ 調査項目と内容
- ④ 道路占用許可書の写し
- ⑤ 道路使用許可申請書の写し
- ⑥ 占用図面の写し
- ⑦ 工事施工書（施工者用）（指定用紙）A-4判 線色：黒色
- ⑧ 工事施工書（監督用）（指定用紙）A-4判 線色：黒色
- ⑨ 公図の写し（発行日が半年以内のもの）
- ⑩ 給水装置工事申込書作成チェックシート（様式は市のホームページからダウンロードするか、上水道整備課給水係の窓口で受け取ってください。）

※別穴による分水止め工事がある場合は、道路管理者へ「道路掘削願」の申請、また上水道整備課へ工事施工書（施工者用・監督用）と分水止め用の施工書（施工者用・監督用）が別途必要になります。

※指定用紙：ケント紙 厚さ 四六判T 180kg（209.3g/m²） 白色 表面にインクをはじく処理の無いもの。

2. 道路工事を必要としない場合

(1) 分岐新設・改造工事、改造工事

- ① 水道給水装置工事申込書
- ② 水道使用申込書
- ③ 調査項目と内容
- ④ 公図の写し（発行日が半年以内のもの）
- ⑤ 給水装置工事申込書作成チェックシート（様式は市のホームページからダウンロードするか、上水道整備課給水係の窓口で受け取ってください。）

3. その他

(1) 受水槽を設置する場合は次の承認図・仕様書等を添付する。

- ① 水撃防止器
- ② 定水位弁（※設置しない場合は添付不要）
- ③ 防波装置（防波筒・防波板等）
- ④ 加圧ポンプ
- ⑤ 受水槽
- ⑥ 受水槽容量決定についての水理計算書
- ⑦ 立面図（構造・材料・設置状況を記載）、断面図、系統図（配水管から受水槽までの延長距離を記載）※全て指定用紙を使用する。

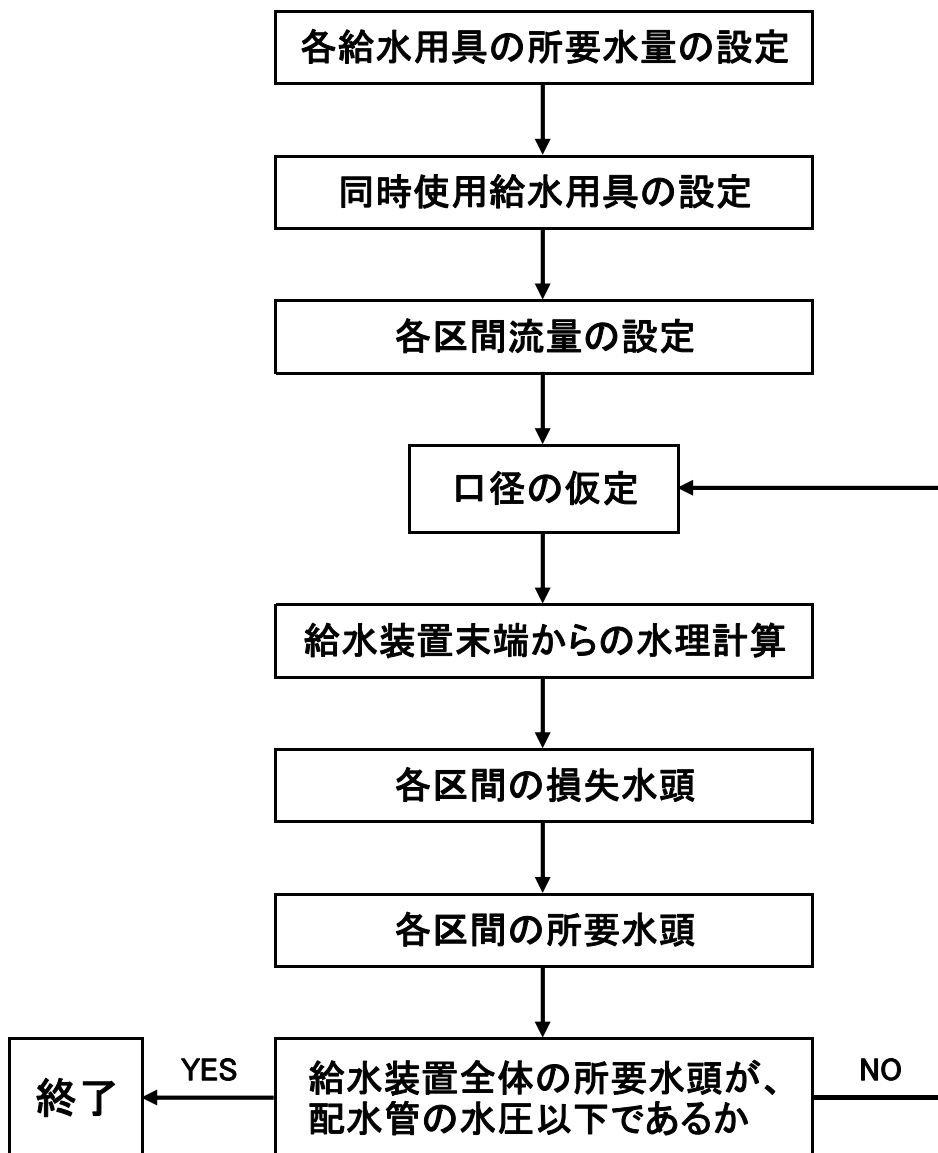
消火用水槽を設置する場合は上記①②③④⑤⑦の承認図・仕様書等を添付する。

(2) 直結増圧式給水設備を設置する場合は、増圧ポンプの承認図及び増圧給水設備の水理計算書、直結増圧式給水に関する誓約書、立面図（配水管から各水栓までの管種・口径・給水器具名を記載。集合住宅等の場合は各メーターまで記載。※指定用紙を使用する。）を添付する。

給水管の口径決定について

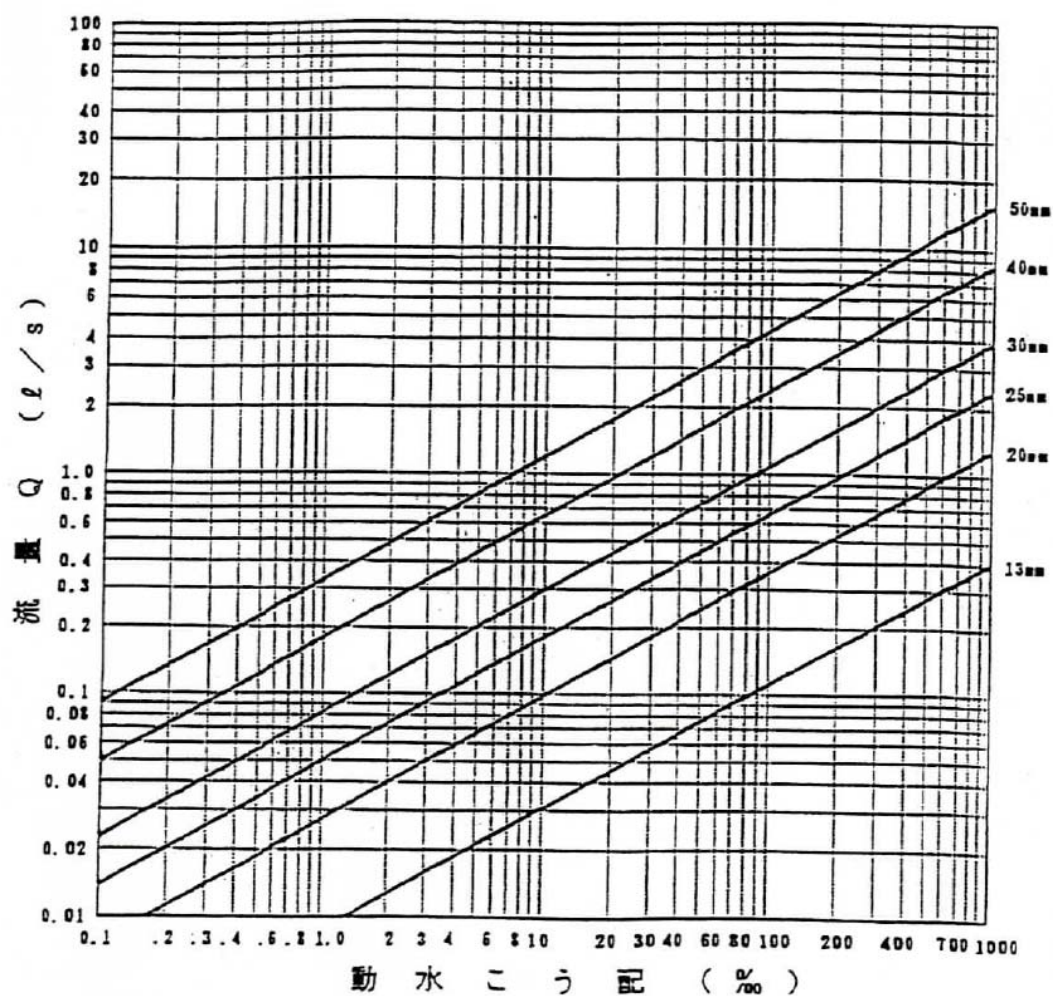
1. 給水管の口径は、配水管の水圧において計画使用水量を供給出来る大きさにする。
2. 水理計算に当たっては、計画条件に基づき、損失水頭、管口径、メーター口径等を算出する。
3. メーター口径は、計画使用水量に基づき、上下水道局が使用するメーターの使用流量基準の範囲内で決定する。

口径決定の手順



水栓数によるメーター口径決定表

メーター口径	水栓数	同時使用率を考慮した水栓数
Φ13mm	1~4	2
Φ20mm	5~10	3
Φ25mm	11~15	4
Φ30mm	16~20	5
Φ40mm	21~25	6
Φ50mm	26~30	7



給水装置工事の申込書等の作成及び施工

1 申込書（表）

- ・給水装置申込者の意思を明確にさせていただくために、申込み配管図面を申込者に確認してもらった後に、**本人の署名捺印**をいただく。
- ・水道給水装置工事申込書は**公文書**になるので、下書き等は必ず**消しゴム**できれいに消す。
- ・原則として、氏名を記入する欄は、**手書き**とする。会社等の場合は、社名スタンプや印字等でも良い。ただし、枠からはみ出さないようにする。
- ・申込書の各所有者が法人で同一所有であれば該当する欄に「**申込者に同じ**」や「**同上**」等の記入方法を使用し、欄からはみ出さないようにする。また、会社印が重ならないようする。（個人の場合は上記の記入方法を使用してはならない）
- ・申込者、使用者には、**必ずフリガナ、電話番号**を記入する。
- ・給水装置所在地欄は、申込地の地番が複数ある場合は全て記入する。
- ・給水装置の「使用者」が土地・家屋の所有者と異なるときは使用承諾を得る。
- ・給水管所有者分岐同意書欄及び土地家屋使用承諾書欄には、署名捺印していただいた**日付**も記入してもらう。
- ・給水管所有者分岐同意書欄には、対象となる**水栓番号**を記入する。
- ・土地使用承諾書には、使用する土地の**町名地番等**を記入する。使用する土地が給水装置所在地と同一であっても**町名地番**は記入する。
- ・分岐新設、分岐改造の場合は給水管所有者分岐同意書にかならず**署名捺印**をもらう。（親管水栓番号が付いている場合には**水栓番号の所**に記入する。）
- ・**訂正すべき箇所が生じた時は、修正液や砂消しゴム等**を用いて訂正を行うことは**禁止する**。訂正の際は、その部分を2本線で消し、元の文字が判読出来るように消す。

例：伊勢崎市夫手町 本町

- ・水量水圧の低下をきたす工事又、その恐れのある工事の場合（メーター口径φ13での一般住宅への給水や、連合給水管からの分岐工事等）には、その旨を同意した方及び申込者に、**指定給水装置工事事業者は直接説明し適切なアドバイス**をする。
- ・使用者欄は、今後給水を使用していくであろうとする人の名前を記入する。（工事期間だけ使用を変更する場合は工事期間中の使用者の住所、氏名、電話番号を**摘要欄にボールペンで記入する**。会社等の場合は代表者名、肩書き、フリガナも記入する）
- ・用途欄の家事用以外は、用途を確認し**摘要欄に建物名、業種、店舗内容等**を記入する。
- ・一栓取出し工事で水道を使用しない場合はメーターを設置しない。水道を使用する場合（工事用水、畑の散水、洗車等）は念書を提出する。（休止した場合はメーター返却となる）

- ・舗装に伴う一栓取出しを行う工事では、**摘要欄にその旨を記入**する。
- ・共同住宅等の取出し工事の給水申込みでは、**管末の部屋を必ず公道分新設（公道分改造）で申込み**をする。
- ・共同住宅等の給水申込みでは、**部屋番号を摘要欄にボールペンで記入**する。
- ・共同住宅等の申込みの際は、公道分新設および分岐新設の申込みは、**全て同時に申込み**をする（散水用水栓等も同様）。
- ・共有私道に面する宅地の取出し工事は、分岐新設は不可。個々に取出し工事を行う。
- ・給水装置工事申込書（裏面）で図面が描ききれない場合は**別紙（指定用紙）で記入**する。
- ・工事申込書は申込みする前に必ず主任技術者にチェックしてもらい**訂正がないように**にする。

2 配管図

- ・申込み前にP 3 4「調査項目と内容」の項目について十分に調査を行い標準施行外にならないよう設計する。また、申込地に既存の取出しが無いか確認し、一つの敷地に取出しが重複しないようにする。
- ・メーター記号は、P 7 4「給水装置記号の表示」を参考とし、メーターボックス、丙止水栓等の表示は、省略する。
- ・止水栓・メーター器の位置、2階への**立ち上りの高さ**(+〇〇m)を記入するとともに管種、口径、延長、建物と管や境界のはなれ等を記入する。
- ・給水装置の他に、建物の間取りの配置、道路・側溝の幅、歩車道の区別、公有地、私有地の境界線、申込地に面する道路に布設されている配水管・給水管（取出しの有無に関係なく）の管種・口径等を記入する。
- ・取出し箇所に水道以外の埋設管等がある場合は記入する。
- ・図面に使用する表示は、P 7 3「給水装置等表示一覧」のとおりとする。なお、表示にない道路、河川、樹木、車庫、その他は適宜判り易いように記入する。
- ・バルブ以降に取り付ける、ボイラー、湯沸かし器等の特殊器具については、器具名を記入する。
- ・方位は、**北が図面の上方**になるように表すものとする。
- ・案内図には、主たる道路、建物等を基準として、目標物を明示し常に北が上方になるよう表す。
- ・宅地の分筆線を記入し、他人の土地を一部使用する時には、その**土地の地番**を図面上に記入をする。
- ・点線と実線の区別をする。今回の申込みで布設する管は**実線**で示す。既設配管で今回の工事において手を加えない部分は**点線**で示す。区画整理地内などで止水栓まで取出し済み部分についても**点線**で示す。ただし、**取出し済であっても水栓番号がないもの**（加入金未納）については、新設になるので**実線**で示す。
- ・配管立面図は、特に記入の必要はないが、複雑な配管などが有る箇所については、**立面図や拡大図等**にて詳細を表記する。
- ・メーターオフセット図は、**境界の表示や付近の構造物等**の記入をする。

- ・同一小穴による分水止めを伴う施工又は、制水弁・消火栓・既設サドル付分水栓が小穴に出てくる可能性のある施工は、取出すサドル付分水栓との端面からの離隔の寸法を記入する。
- ・敷地延長部分に給水管を布設する場合は、敷地延長部分の幅及び給水管との離れの寸法を記入する。
- ・乙止水栓から片方（近い方）の境界線までの離れの寸法を記入する。
- ・給水管と境界線・建物等の構造物との離隔が分かるように離れの寸法を記入する。
- ・メーターを取出し部分から乙止水栓までの直線上に設置しない場合、境界からの離れの寸法を記入する。
- ・共同住宅の配管設計図は建物全体（部屋割り）にこだわらず申込み対象を適切な大きさと**わかりやすく図示**する。
- ・建築物完成後、**給水装置工事竣工検査願、自主検査調書を提出し、申込書メータオフセット記入欄**にオフセットを記入する。その際、図面に変更等が生じた場合、申込書図面を**修正**する。
- ・図面の文字や線は、はっきりと認識できる大きさ・太さ・濃さにする。

3 給水工事設計書

- ・乙止水栓下流側のフレキシブル継手までの使用材料を記入する。（P 1 6． P 1 8 参照）
- ・公道取出しの掘削図、舗装復旧図等を「給水工事設計書」の**記事欄**に明記する。
- ・舗装復旧を側溝布設工事等の他の工事の施工者が行う場合、「側溝布設工事で復旧」等を記事の欄へ記入する（舗装復旧図等の記載は不要）
- ・本復旧が他の工事の復旧と重なるときは、他の工事の復旧を含めた全体の大きさを記入する。
- ・申込者の都合などで、適切な設計がなされない場合（受水槽の設置が望ましいが設置できない場合、口径増大が望ましいが増大しない場合、メーターを標準と異なる位置に設置する場合等）には、**念書または理由書等を自署捺印の後に三者**（申込者、上下水道局、工事店）の確認を得る。

4 貯水槽（受水槽）についての注意

- ・貯水槽には、**定水位弁、波よけ板、バキュームブレーカ、フレキシブルジョイント、ウォーターハンマー**を防止するための**水撃防止器**を必ず設置する。図面にもそれらの器具を記入する。
- ・貯水槽を設置する場合は、**材質**（FRPの場合には、単板か複合板）を記入。
- ・容量および引込口径の決定の根拠となる設計諸元、**計算書**を添付する。
- ・**計画一日使用水量の4/10～6/10**として容量（**有効容量**）を算定する。
- ・有効容量を確認する…W×H×Lは水槽の大きさであって有効水位高（オーバーフロー）までが有効量。
- ・貯水槽を設置する際には、**一次側と二次側の配管が、交差する事のないよう**にする。

5 耐圧試験および写真管理

- ・耐圧試験の手順及び写真の撮影法については、P 5 6「給水工事検査について」・P 5 7「耐圧テストポンプの掛け方（1次側）」及びP 5 8「耐圧試験写真撮影要領」の通りを行う。
- ・圧力計の**メーター指針**が読取れる。
- ・テストポンプのバルブは、ポンプの操作に応じて、**的確**に開閉する。
- ・**主任技術者**は全景写真には必ず入る。
- ・**指定給水装置工事事業者シール**をメーターボックスの蓋の裏側に貼り付けた状態で撮影する。また、改造工事の場合も**シール**を貼る。
- ・**水道給水装置工事届済看板**は現場に設置した状況を撮影する。
- ・取出し工事耐圧試験は、**必ず穿孔前**に行う。
- ・止水栓を二ヶ所設置する工事の場合、サドル付分水栓から第一乙止水栓の間と第一乙止水栓からメーターユニット手前のフレキシブル継手までの間を別々で耐圧試験を行う。
- ・共同住宅等については、メイン管の第一乙止水栓以降耐圧テストを行い写真提出する。（メーターの二次側について提出は免除）

6 工事施工書

（平面図）

- ・取出し位置のオフセットについては、制水弁や消火栓からサドル付分水栓までの距離とサドル付分水栓から乙止水栓の中心までの距離の寸法引き出し線を記入する。なお、弁栓類が100m以内でない場合、道路や配水管の形状が直線でない場合は、交差点の隅切(角)境界杭、や下水マンホールの中心からサドル付分水栓までの直線距離（2ヶ所以上）の寸法引き出し線を記入する。
- ・給水取出し管、オフセットの距離等（深さ）、寸法引きだし線は赤で記入する
- ・オフセットの寸法は、施工後に実測値を赤で記入し、申込み時には記入しない。
- ・配水管等（取出しや分岐の元管）の管種・口径を記入する。
- ・付近の建築物や目標物、弁栓類等を表記する。
- ・掘削小穴の寸法を記入する。
- ・主任技術者が記入内容を確認し認印を押す。

（立面図）

- ・施工後に記入する。
- ・配水管等から立ち上がり、宅内止水栓までの各延長、管種（フレキシブル継手と分けて記入）・口径・給水管深さを記入する。
- ・切り管延長でなくつないだ管の芯までの寸法を記入する。

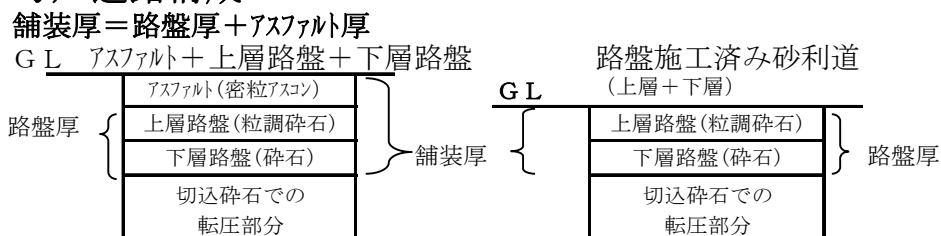
（断面図）

- ・施工後に記入する。
- ・配水管等と給水取出し管（宅地内引き込み管の道路側）の埋設深さを記入する。
- ・道路に対する配水管等の位置（官民境界からの離れ、側溝や水路等の幅員、道路後退線等からの離れ）記入する。

- ・側溝等がない場合は、側溝部分に×印を記入する。

(既設道路の舗装構成)

参考) 道路構成



既設道路の舗装構成の記入例

施工書には既存の舗装厚を記入すること。

舗装厚 = 路盤厚 + アスファルト厚で記入

例えば路盤26cm、アスファルト4cmなら

舗装厚 = 0.26 + 0.04

既設舗装厚	t=0.30m
既設路盤厚	t=0.26m

路盤施工済み砂利道で、路盤26cmなら

舗装厚 = 0.26 + 0

既設舗装厚	t=0.26m
既設路盤厚	t=0.26m

(提出)

工事完了後5日以内に、給水取出し工事写真・耐圧試験報告書・給水取出し工事写真チェックシート・耐圧試験写真チェックシートと一緒に提出する。(様式は市のホームページからダウンロードするか、上水道整備課給水係の窓口で受け取ってください。)

7 施工 (公道)

(給水管の配管)

- ・取出しからメーターまでは「給水装置工事標準図」(P15、P17参照)の通りに施工する。現場の状況により標準図通りに施工出来ないときは局担当者と打合せする。
- ・外構工事の都合等申込み時の配管図と異なる施工が必要な場合は、施工前に局担当者と打合せする。
- ・サドル付分水栓を設置する際は、配水管を完全に露出させる。
- ・サドル付分水栓を配水管に取付ける部分は、**ウエス等で十分清掃**してから取付ける。
- ・サドル付分水栓が使用できない取出しにおいては、**MC チーズではなくSKXチーズを使用する。(MC チーズの使用禁止)**
- ・サドル付分水栓は、必ず**トルクレンチを使用**して標準締付けトルクで取付ける。
- ・サドル付分水栓は、他の分水栓や継手類の端面から有効長で30cm以上離す(芯々で30cm以上ではない)
- ・ビニール管・ポリエチレン管の穿孔はそれぞれ専用のホルソーを使用する。
- ・ダクタイル鋳鉄管及びポリエチレン管の穿孔を行う時には、それぞれ専用の

穿孔機を使用し、ダクタイル鋳鉄管・鋳鉄管・鋼管は密着コアを使用する。

- ・SKXチーズを使用して分岐工事する場合は、水平に分岐し、防食フィルムを巻く。また、SKXチーズ接続前にパイプエンドを設置し、必ず一次側の耐圧試験を行う。
- ・穿孔後又はSKXチーズを使用して分岐施工後、残留塩素の確認する。
- ・乙止水栓は配水管より垂直及び**直線上に設置**する。
- ・配水管から垂直方向に道路縦断で給水管を布設する場合は配水管側から施工する。ただし、配水管側から施工できないときは、分水栓を設置する箇所を最初に試掘して継手等がないことを確認しておく。
- ・道路縦断で給水管を布設する工事において管を接続する場合、水道用ポリエチレン二層管（1種2層管）の時の継手はコア一体型又はSKX、高密度ポリエチレン管（JIS 外径）の時はEFを使用する。また埋め戻しについては公道、私道、民地内に関係なく給水管上は洗砂で埋め戻す。
- ・道路上に止水栓を設置する場合は、立ち上がりを設けず止水栓を深くしたまま、継足し筐を使用し高さ調整する。
- ・公道等で給水管の立ち上げ・立ち下げしない。ただし、現場の状況により必要な場合は施工前に局担当者と打合せする。
- ・公道等で金属製の継手、EFスクリージョイントを使用した場合は防食フィルムを巻く。また、分水止め施工したサドル付分水栓も防食フィルムを巻く。
- ・他の地下埋設物を発見した時は監督員に報告し、施工書に構造、形状、埋設位置及び深さを記入する。
- ・公道等で給水管は、有効長で境界線から50cm以上、他の給水管等の地下埋設物と30cm以上離せない場合は施工前に局担当者と打合せする。
- ・**水路の上越しする場合は、水路手前に止水栓をつける。下越しをする場合は標準通り宅内に止水栓をつける。**
- ・水路上越し、下越しの占用条件は、別紙参考図を参照し、**水路管理者に確認**して施工する。
- ・公道取出し工事で占用延長が5mを超えエルボを使用し宅地内へ引き込む場合は公道に止水栓を設置する。
- ・交差点に接する道路に埋設された配水管の交差点手前に制水弁が設置されている場合、交差点内の配水管の分岐箇所から制水弁までの間は給水取出しすることはできない。

(掘削及び埋戻し)

- ・取出し小穴には、必要以上の**カッター**を入れない。
- ・掘削断面は**垂直**に掘り下げる。
- ・側溝下抜きは民地を十分に掘り下げ公道部水平部分には**えぐり掘り**をしない。
- ・開溝部、道路構造物、U字側溝、L型側溝等に影響を及ぼさないよう充分配慮して施工する。
- ・洗砂の埋め戻しは人力またはタコ、碎石の埋め戻しは、ランマ・タンパ等で締め固めたのち、写真を撮影する。工程ごとに入念な施工をして**写真管理**する。
- ・舗装仮復旧においても**区画線・道路標示**を必ず復旧する。

- ・洗砂は管の深さが90cmより深い場合は管上30cm、管の深さが90～75cmの場合は深さ60cm、管の深さが75cmより浅い場合は管上15cmまで埋戻す。埋設シートは管上30cm以上50cm未満の範囲で深い層の上に設置する。
- ・掘削深さが1.5mを超える場合は、安全の為に土留めをする。

(その他)

- ・ **事前調査**を入念に行い、工事終了後に取出し位置や止水栓設置位置に変更が生じないように設計する。(調査項目と内容参照)
- ・ 不測の事態に対処するため湧き水があると思われる箇所の施工には**水替えポンプ**を用意する。
- ・ 工事看板は指定された看板を施工時に工事カ所に設置する。(P26参照)
- ・ 許可書類はP27「各種許可書掲示」を参考に掲示し工事看板に貼付けない。
- ・ SKXチーズを使用しての分岐やチーズの撤去工事は配水管等を圧着して施工し、圧着できない場合は断水範囲が最小になるように施工する。
- ・ 取出し工事には必ず交通誘導警備員を配備し適切な装備(ヘルメット・チョッキ・誘導棒)を装着し、作業員が行う場合は交通誘導と作業を兼務してはならない。
- ・ 道路使用許可・占用許可の条件を確認し、期間・時間を守る。
- ・ 給水管引込み位置を明確にするため、給水管布設後速やかに側溝・地先ブロック等がある場所は**セーフティマーク**、側溝等がない場所は**明示杭**を設置する。

8 施工 (宅内)

- ・ 取出しからメーターまでは「給水装置工事標準図」(P15、P17参照)の通りに施工する。現場の状況により標準図通りに施工出来ないときは局担当者と打合せする。
- ・ **共同住宅等の場合**逆流による水質汚染事故防止の為に、第一乙止水栓二次側に**逆止弁**を設置する。
- ・ 共同住宅等で宅地内の分岐を必要とする場合は、メイン給水管の埋設深さは、**0.6m以上**とし、境界からの離隔は0.5m以上とする。また、メイン給水管を2系統以上に分ける際には、**系統別(分岐直近部)に止水栓**を設置する。
- ・ 共同住宅等で**口径30mm以上**の止水栓を設ける場合、**ネジ筐**を使用する。**(ハット型は廃止)**
- ・ 共同住宅、貸店舗等は、**止水栓・メーターボックスが同じ通水方向、同じ並び**になるように設置する。
- ・ 改造工事等で申込みする場合、既存の止水栓・メーター器の位置が**施行基準と異なっている場合は、基準通りに設置**し直す。また、道路後退があった場合は止水栓を基準位置に後退させる。
- ・ $\phi 20$ と $\phi 25$ の止水栓筐は、**自動車等が進入できる場所に設置する場合は、鋳鉄筐**を使用する。**それ以外の場所では、止水栓ボックス(鋳鉄製蓋・胴体部VP)**を使用する事ができる。
- ・ 一栓工事の場合、止水栓筐は**鋳鉄筐**を使用する。
- ・ メーター設置位置については、原則分岐部分に最も近い当該敷地内とする。また、

メーター位置は乙止水栓からフレキシブル継手（1.0m）を接続した範囲内に設置し、乙止水栓の上流側に戻した位置や、乙止水栓の真横より境界側に設置してはならない。

- ・既存のメーター口径を縮小または増大し、 $\phi 13 \sim \phi 50$ までの何れかに変更する場合は、必ず**メーターユニット**を使用する。
- ・鋳鉄製メーターボックスを設置する場合は申込み前に必ず局担当者と打ち合わせをする。
- ・一般住宅又は共同住宅等のメーター器は13mmであっても給水管口径は20mmとしメーターBOX内で**片落ち丙止水栓 20×13**を使用し口径を落とす。またメーター器以降の配管も**（建物の外回り）20mm**にする。
- ・メーター以降（建物の外回り）の管種は水道用ポリエチレン管、HIVP管または鋼管とする。
- ・メーター以降の配管は原則埋設とする。申込み時に局担当者と協議の上屋外露出配管とする場合には、内外面ライニング鋼管（VD）とし、保温巻等の凍結防止対策をする。
- ・メーター器二次側以降のバルブは**ボールバルブ又はゲートバルブ（10K砲金製）を使用**し（スリースバルブは使用禁止）、それ以後にどのような給水装置を設置するかを記入する。（2階用・地階用含む）尚、バルブ止めの場合は**逆止弁付ボールバルブ**とする。（申込み前に必ず局担当者と協議する）
- ・給湯器等の特殊器具には、**逆止弁付ボールバルブ**を使用。
- ・2階立ち上がり手前には、必ず**ボールバルブ**を設ける。（スリースバルブは使用禁止）
- ・二次側の給水材料で**バルブソケットは使用禁止**。（漏水原因の為）
- ・鋼管と HIVP 管の接続には**ユニオンシモク**を使用する。（バルブソケットは使用禁止）
- ・**建物内部の配管は内面ライニング鋼管（VB・VD）以上（HIVP は使用禁止）**を使用し防寒対策を実施する。
- ・受水槽・自家水よりの切り替えの場合には、**メーター二次側の耐圧試験（1.75MPa）**の写真を申込み時に提出する。
- ・メーター2次側の配管は、構造物や境界線から有効長で30cm以上離して布設する。
- ・乙止水栓は有効長で隣地境界線から50cm以上、構造物から30cm以上離す。
- ・敷地延長に給水管を埋設する場合は幅員を1m以上確保する。幅員が2m未満の場合、給水管は隣地境界線や他の埋設物等から50cm以上離して埋設する。
- ・メーターを設置しない一栓取出し工事の場合は施工後乙止水栓を閉めておく。
- ・「給水装置工事届出済」看板は工事期間中現場に掲出しておく。

9 自主検査調書

- ・残留塩素の数値を記入する。
- ・確認欄へ記入（検査確認した事項に○、該当しない項目に斜線）する。
確認した項目は、竣工検査時に指摘事項がないように注意する。

- ・受水槽がある場合は実容量を記入する。

10 給水装置工事竣工検査願

- ・工事竣工後速やかに提出する。(竣工後2週以内)

11 穿孔作業や施工中の配水管の破損事故等による濁り水や発生や断水について

- ・濁り水の発生や断水した場合に備え対策を講じておく。(工事着手前に現場付近の水道使用者に対し、施工により濁り水が発生する可能性があることを説明する。)
- ・分水栓の穿孔作業や施工中の配水管の破損事故等により、水道管内の流れに変化を生じさせ、濁り水の発生や断水することがないように注意して施工する。
- ・濁り水の発生や断水した場合は、水道使用者からの苦情に誠実に対応する。また、上下水道局が復旧作業を行う場合等は協力する。

12 分水止め

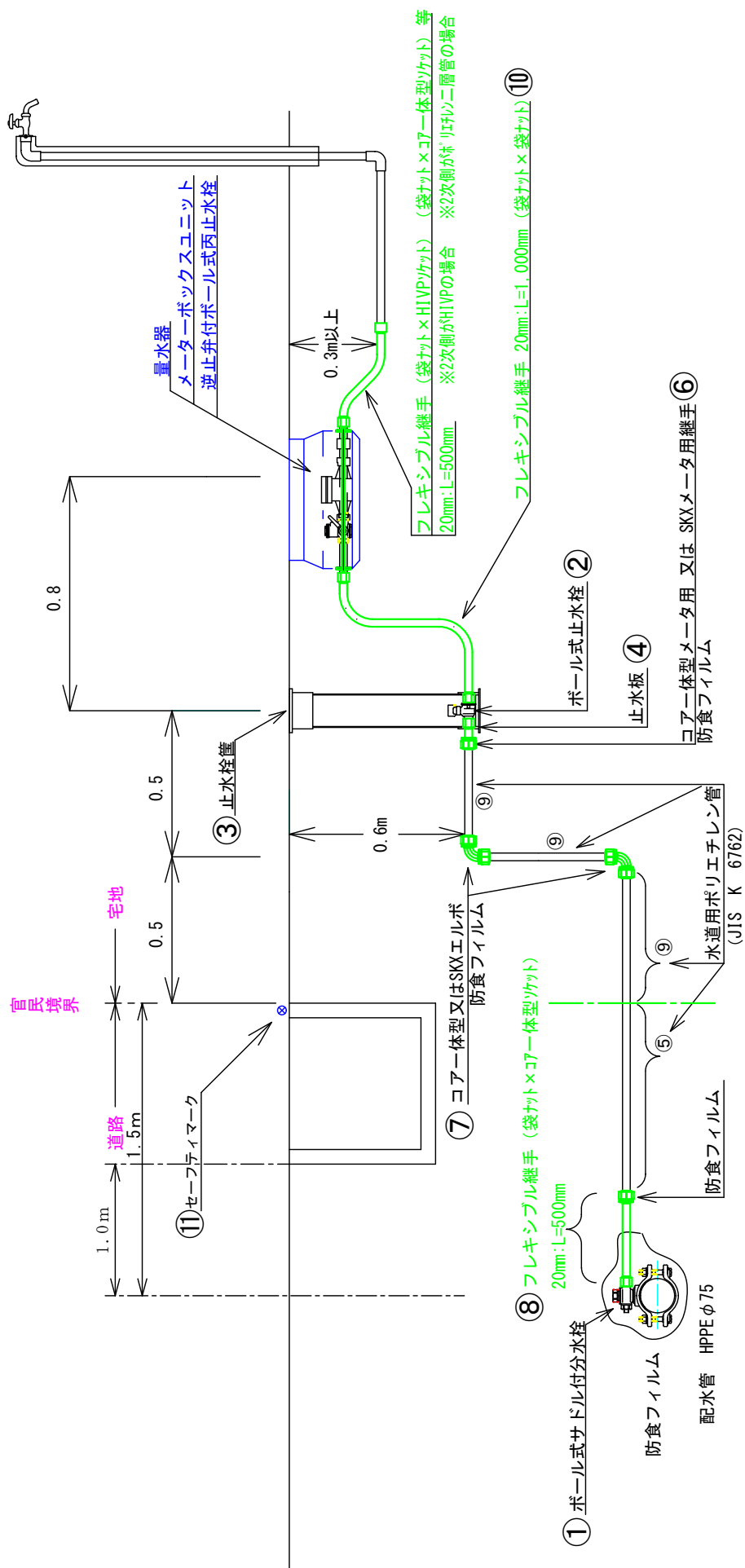
- ・使用されない不必要な給水管は、配水管又は連合管から分岐するところで切り離す。加入金が納付してある給水装置について廃止届を提出した場合は上下水道局が切り離す工事を行う。その土地に新たに給水管を引込む工事を行う場合は加入金を納付する。ただし、給水管の取出し直し(公道分改造)工事等で、給水装置の所有者が切り離す工事を行った場合は、既設メーターの口径に応じた加入金が納付されているものとして扱う。

13 無断通水(盗水)防止について

- ・建物の給水取出し工事で、メーターボックスまで工事が終了しメーター器を設置していない時に、土地の造成、建物の建築、外構等の工事関係者がメーター器を設置するところにパイプやホースを接続して水道を無断で使用することは禁止です。主任技術者は工事関係者に注意を促すと共にメーターを設置するまでは乙止水栓を閉めておく。また、給水装置工事の竣工検査前については、水道を無断で使用しないよう現場管理する。

給水装置工事標準図(水道用ポリエチレン二層管(1種2層管)の場合)

【黒ポリ (PP)】



※ エルボ・メータ用継手等は、同種のものを使用する。

※ 鋳鉄管については、密着コアを挿入する。

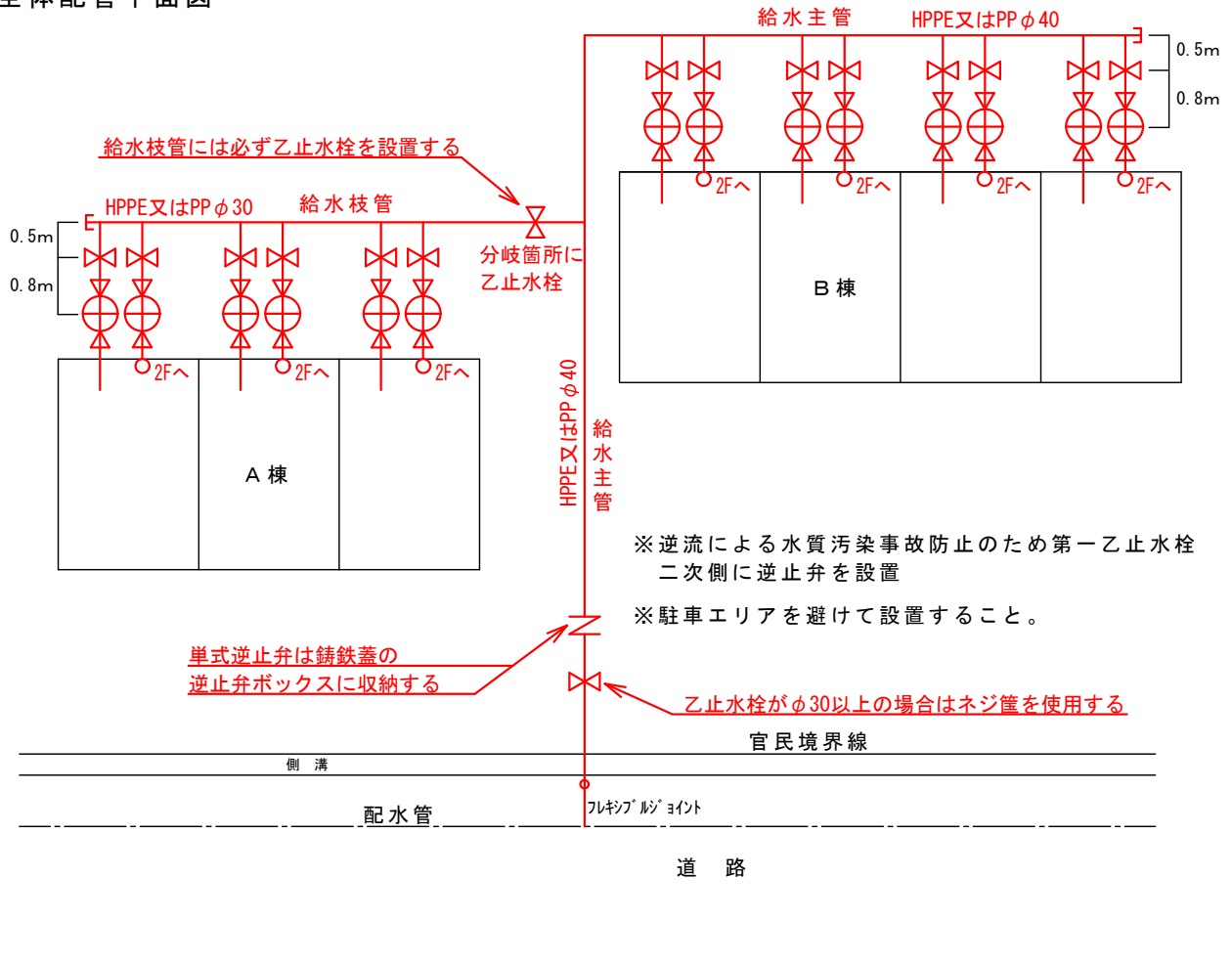
※ サドル付分水栓を防食フィルムで包み、付属の紐で縛り付ける。 ※ メータユニットは口径13～50mmの量水器に使用する。

※ 給水管は、他の埋設物(配水管等)・構造物より

有効長で30cm以上の間隔を確保して配管する。

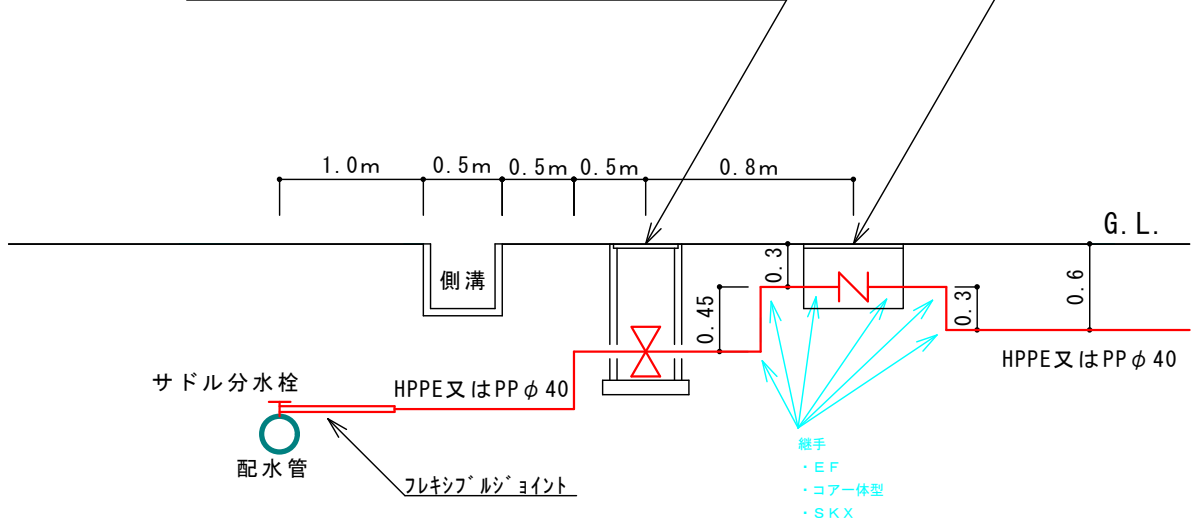
アパート・ハイツ等の逆止弁及びメーター設置標準図

全体配管平面図

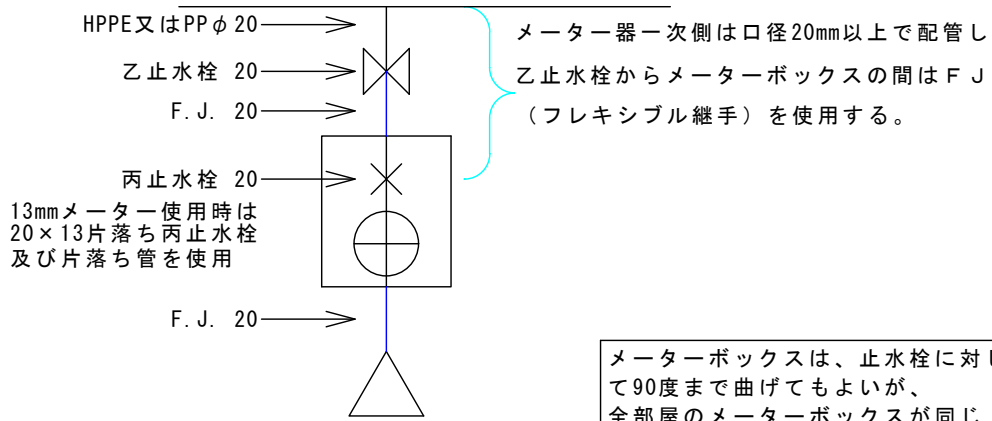


メンテナンスができるように鋳鉄製蓋逆止弁ボックスに単式逆止弁（両平行雄ねじ型）を設ける

φ30以上はネジ筐を使用のこと

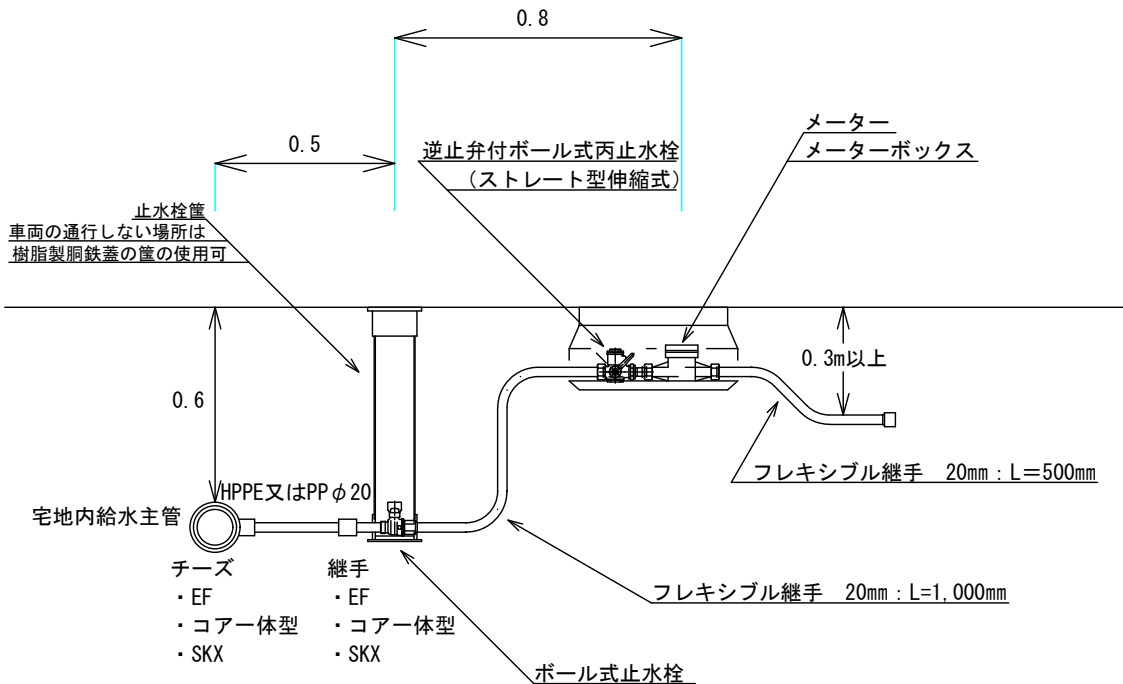


アパート、ハイツ メーター周り詳細図



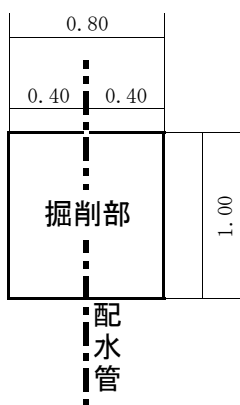
メーターボックスは、止水栓に対して90度まで曲げてよいが、全部屋のメーターボックスが同じ並び、同じ通水方向になるようにする。

13mmのメーターを使用する場合は片落ち丙止水栓及び二次側のフレキシブル継手に片落ち管を使用する。メーターボックスは小(φ13、φ20兼用)を使用する。

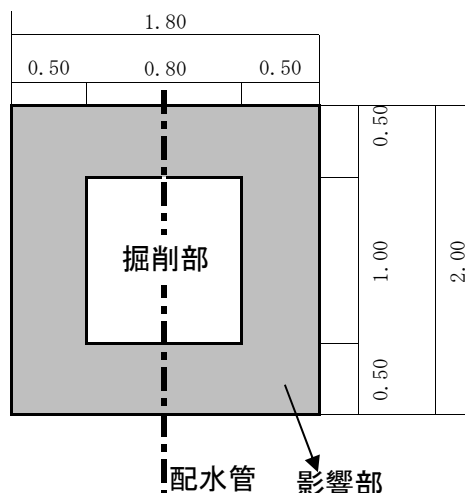


舗装復旧標準図 (表層5cm路盤10cmの例)

一次復旧 平面図

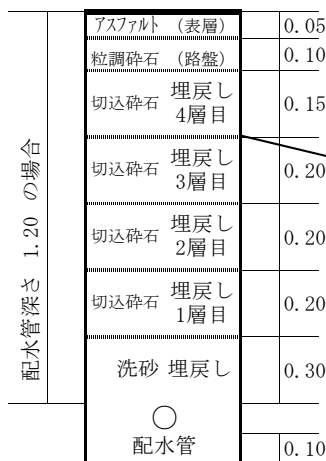


本復旧 平面図



掘削埋戻し標準断面図

一次復旧 断面図

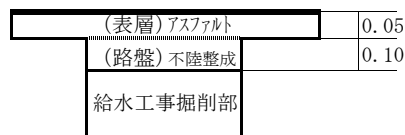


粒調砕石直下の切込砕石の埋戻し転圧は、
 (埋戻し残り深さ) - (アスファルト+粒調砕石)
 この計算が20cm以下になるまで、切込砕石で何層も埋戻す
 $0.15 = 1.20 - (0.30 + 0.20 \times 3) - (0.10 + 0.05)$

砕石の埋戻し(転圧)は、1層を20cm以下

洗砂の埋戻し(転圧)は、1層を30cm以下

本復旧 断面図

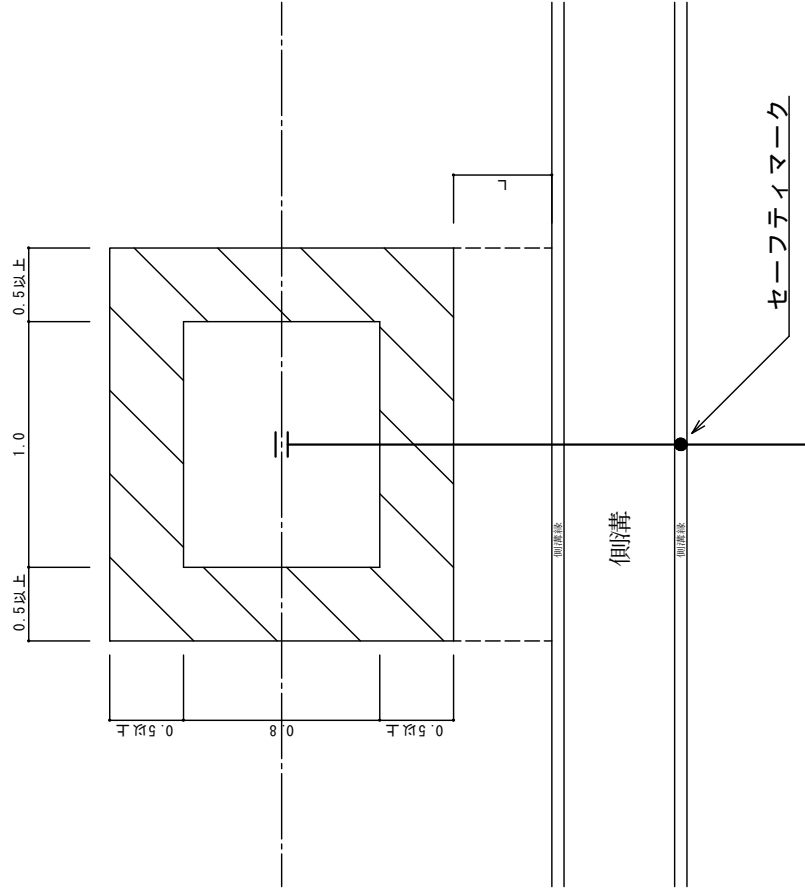


- ※ 路盤とアスファルトの復旧厚は道路管理者に確認する
- ※ アスファルトは加熱材料を使用する (常温合材使用禁止)
- ※ 粒調砕石厚が15cm以上の場合は、15cm以下の2層以上で埋戻し転圧する
- ※ 配水管の深さが80cmの場合、洗砂の埋戻しは管上20cmまで
 (舗装・砕石の合計が60cmになるように洗砂の量を調整する)
 80cm未満で配水管が出た場合、上下水道局に連絡するとともに道路管理者に確認する
- ※ サドル付分水栓が小穴の端にきてしまう場合は、小穴を広げる。広げた小穴から継手等が出てきた場合は有効長で30cm以上の離隔をとる
- ※ 深さ管理は、配水管上でスタッフ等を使用し正確に測る
- ※ 乳剤散布は十分に行う
- ※ 一次復旧でも区画線・道路標示を復旧する
- ※ 一次復旧後、指定店番号を青色でマーキングする
- ※ 本管布設時の掘削埋戻し部分は、管上30cmより上はすでに砕石に置換済みなので復旧前の路盤と表層の厚さ確認は、既存道路部分(本管布設掘山以外)で行う
 置換える部分は(発生土→砕石)は路盤ではない

参考) 舗装厚 = 路盤厚 + アスファルト厚

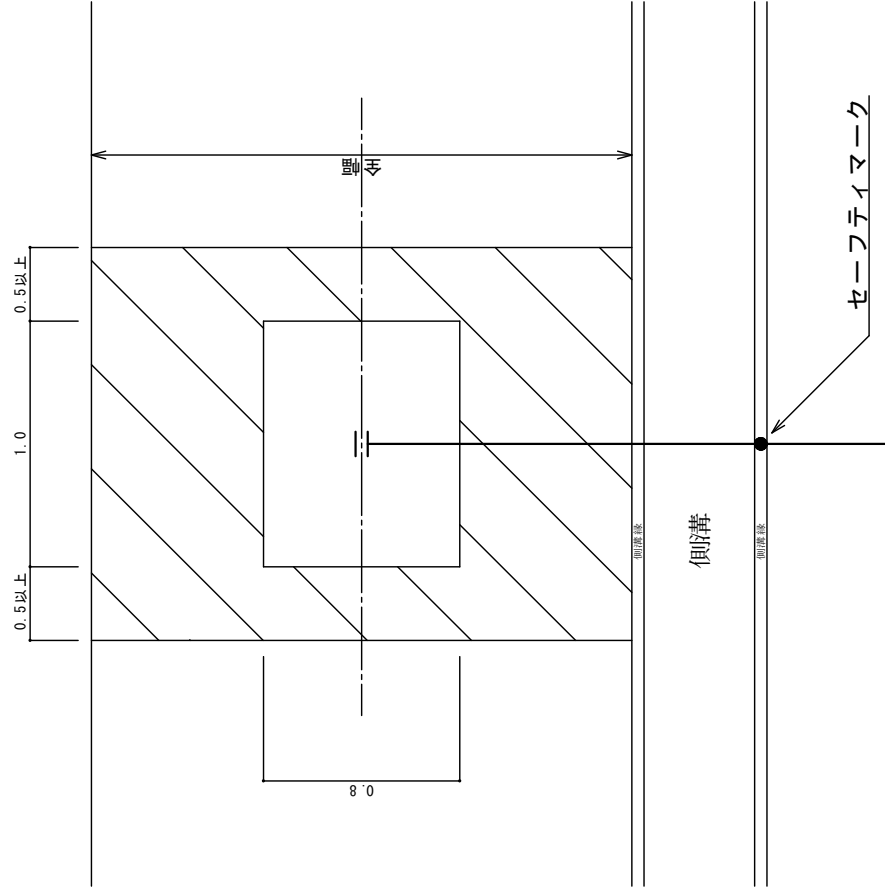
給水取出し工事における舗装復旧影響部

① 推進工法（車道部）



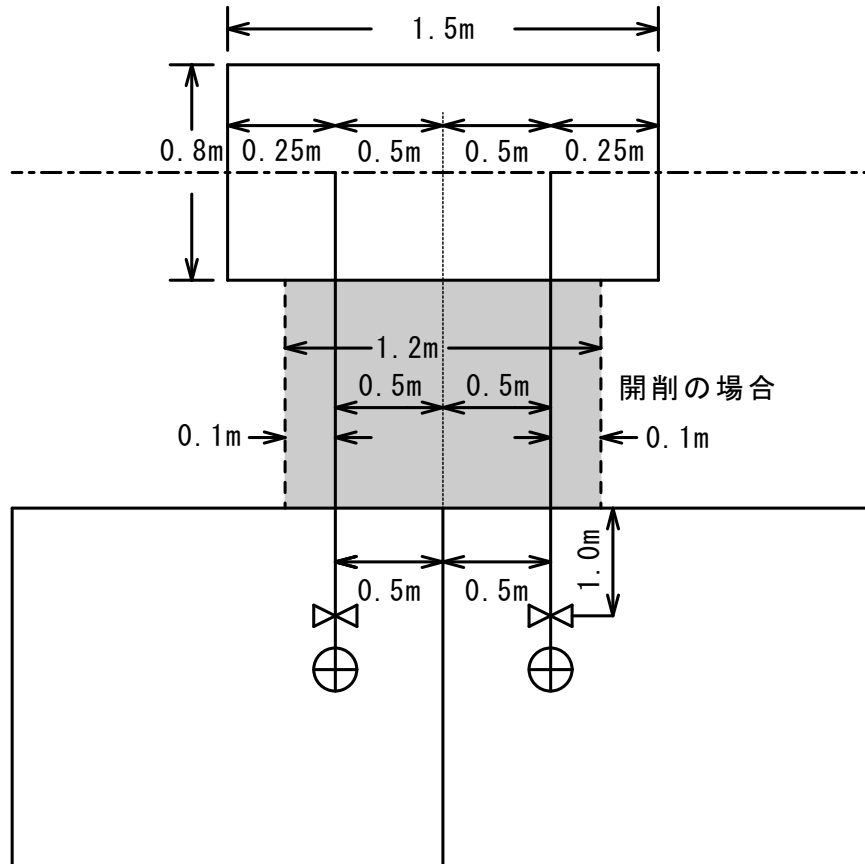
※側溝との離れ『L』が0.5m以下ときは、側溝まで復旧する。
 ※影響部は0.5m以上とする。

② 推進工法（歩道部）



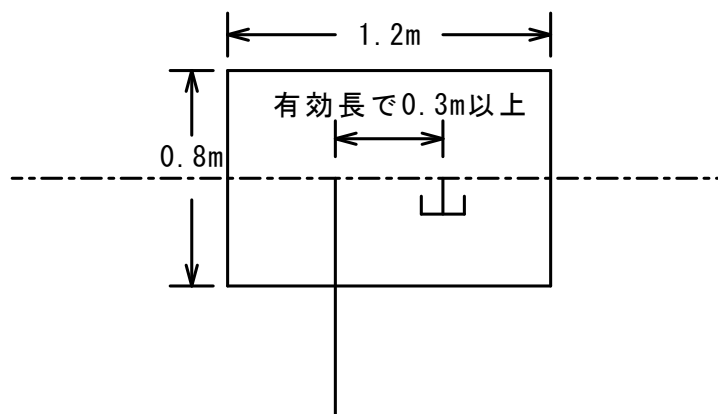
※歩道部においては縦横の方向を変更しても良いが、掘削の方向については書式にて事前に提出をする。

○ 1つの小穴で2箇所を取出す場合



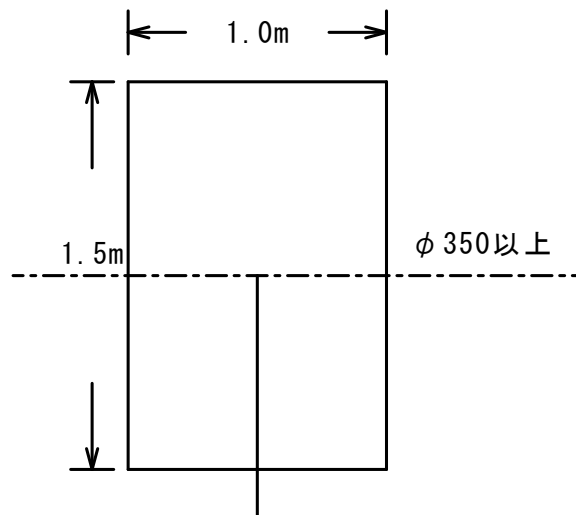
- ※ サドルとサドルの端面の間にスタッフを当てた写真を提出する。
- ※ サドルから乙止水栓までは真っ直ぐに施工する。
- ※ 隅切り等がある場合は別途協議する。

○ 1つ小穴で分水止めもする場合

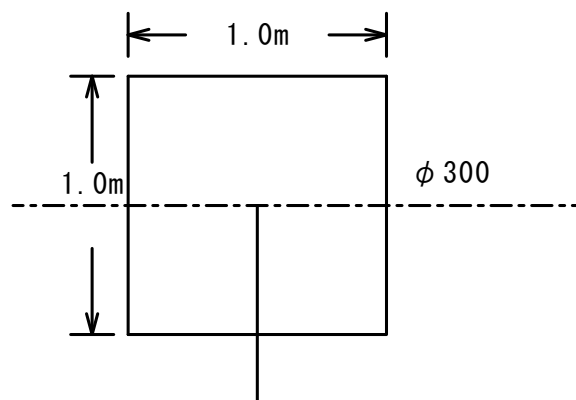


- ※ サドルとサドルの端面の間にスタッフを当てた写真を提出する。

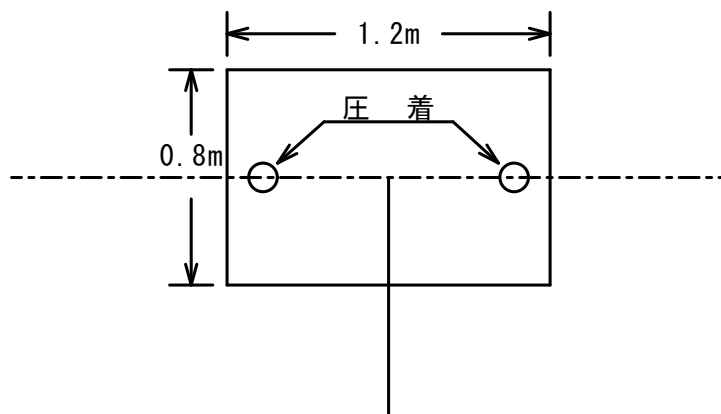
○ $\phi 350$ 以上の本管から取り出す場合



○ $\phi 300$ の本管から取り出す場合



○ 圧着して取り出す場合

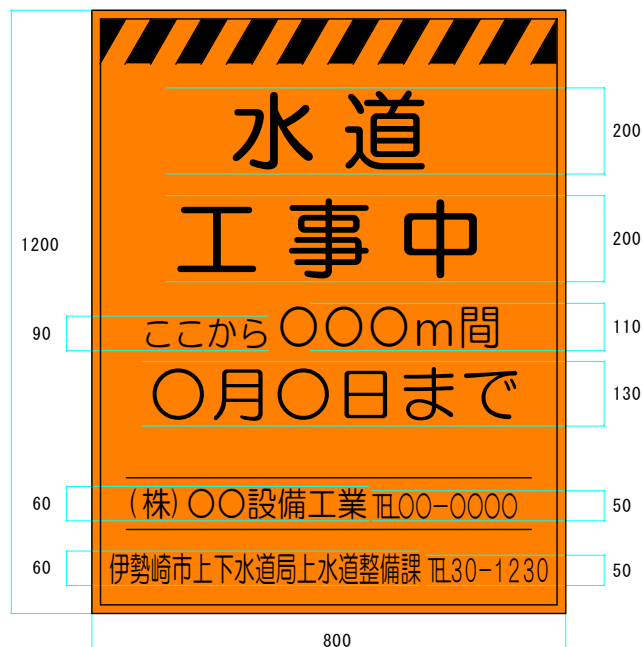


※ 小穴に役物が出てきたときに、役物と圧着箇所との距離を有効長で0.3m以上離せない場合は、有効長で0.3m以上離れるよう小穴を広げる。

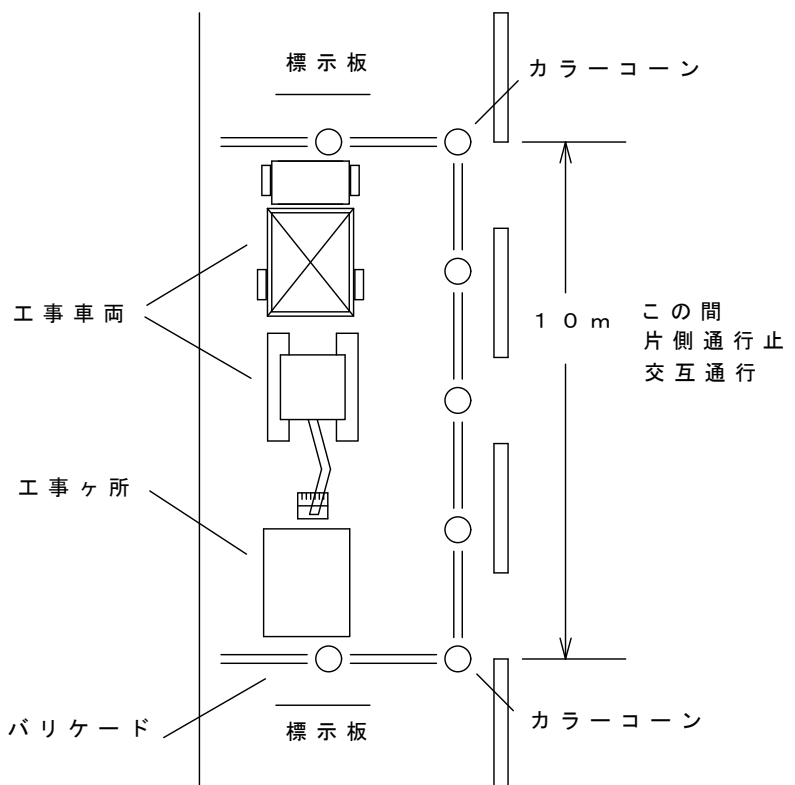
道路工事現場における標示施設等の設置基準

○ 標示板

単位：mm



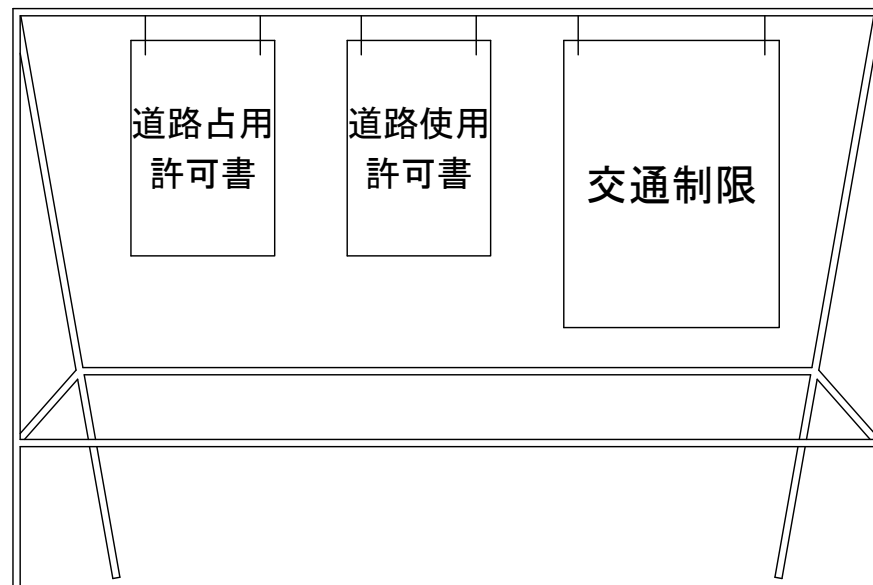
○ 標示等設置方法



※交通に対する危険の程度に応じて、標識施設等を設置してください。

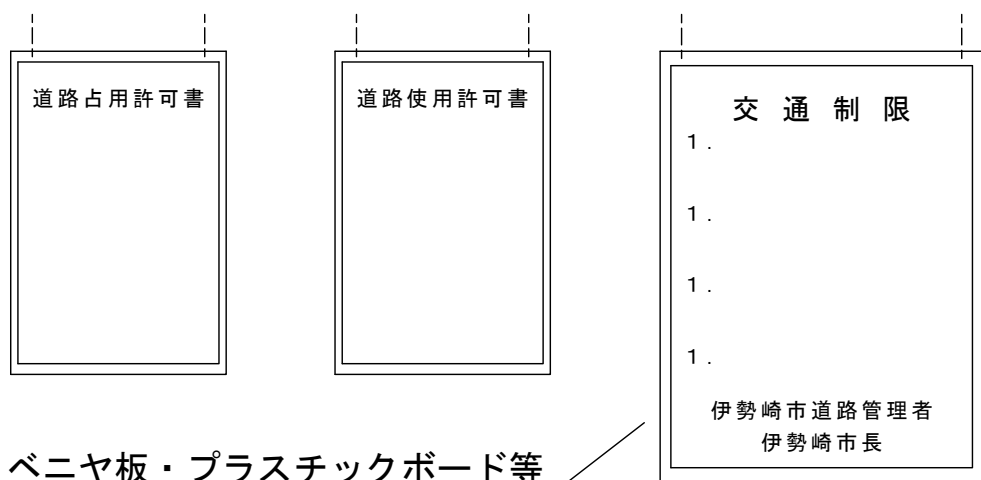
○各種許可書掲示

バリケード



許可書等拡大図

クサリ・金具等



ベニヤ板・プラスチックボード等

配水管から水道メーターボックスまでの給水材料

・戸建て住宅等

項目	使用材料	備考
給水材料	サドル付分水栓	配水管φ40～φ350×φ20～φ50
	防食フィルム、埋設シート	サドル付分水栓・継手の巻立て、配水管埋設表示(伊勢崎市名入り)
	密着コア・銅コア	ダクタイル鋳鉄管および鉄管
	フレキシブル継手	φ20・φ25×500L ×1000L. φ30～φ50×1000L
	ポリエチレン管	・水道用ポリエチレン二層管(1種2層管) JIS K 6762 ・高密度ポリエチレン管 (JIS 外径)
	継手	EF、コア一体型、SKX
	止水栓(乙)	ボール式 φ20～φ50
	止水栓筐、承板	・φ20、φ25は鋳鉄筐、なお車等荷重がかからない場所については止水栓ボックス(胴体部 VP、鋳鉄製蓋)【0.6m以上の深さ】を使用できる。φ30以上はネジ筐を使用 市章入り
	上水用ブッシング	φ25×φ20、φ30×φ25、φ40×φ30
	メーターボックスユニット	φ13・φ20・φ25 φ30・φ40・φ50 市章入り
	セーフティマーク・明示杭	給水管表示

・アパート、ハイツ、テナント等

※3階建て以上は除く

項目	使用材料	備考
給水材料	サドル付分水栓	配水管φ40～φ350×φ25～φ50
	防食フィルム、埋設シート	サドル付分水栓・継手の巻立て、配水管埋設表示(伊勢崎市名入り)
	密着コア・銅コア	ダクタイル鋳鉄管および鉄管
	フレキシブル継手	φ25×500L、×1000L. φ30～φ50×1000L
	ポリエチレン管	・水道用ポリエチレン二層管(1種2層管) JIS K 6762 ・高密度ポリエチレン管 (JIS 外径)
	止水栓(乙)第1	ボール式 φ25～φ50
	止水栓筐、承板 第1	φ25は鋳鉄筐、φ30以上はネジ筐
	宅内分岐(チーズ)・継手 (サドル付分水栓)	EF、コア一体型、SKX φ40～×φ20～
	単式逆止弁	第1止水栓二次側に設置し、鋳鉄製ボックス(中)を使用
	止水栓(乙)第2	ボール式(φ20以上) ※φ13の分岐配管は不可
	止水栓筐、承板 第2	・φ20、φ25は鋳鉄筐、なお車等荷重がかからない場所については止水栓ボックス(胴体部 VP、鋳鉄製蓋)【0.6m以上の深さ】を使用できる。φ30以上はネジ筐を使用 市章入り
	止水栓(丙)	・伸縮型逆止弁付ボール式φ20、φ25 ・異径片落式φ20×φ13、φ25×φ20
	メーターボックス	防寒タイプ 小(φ13・φ20兼用) 市章入り

地区別	A・B	水栓番号								
-----	-----	------	--	--	--	--	--	--	--	--

水道給水装置 公道分 新設 分岐改造 工事申込書

(宛先) 伊勢崎市長 ○年○月○日

給水装置工事を行いたいのので、御承認願います。

なお、給水装置工事については、伊勢崎市給水条例及び同施行規程を遵守します。

申込者 住所 **伊勢崎市今泉町二丁目○番地**

フリガナ **イセサキ イチロウ**

氏名 **伊勢崎 一郎**

電話番号 **24-5111**

課	審	受
長	査	付

合議欄
 総務課長 料金係長 料金係
緑色の文字は手書き記入を示す。

受	付	給水装置工事申込手数料
		領収印

給水装置所在地	伊勢崎市 今泉町 ○○番地 波志江
給水装置所有者	住所 伊勢崎市 今泉町 二丁目○番地 氏名 伊勢崎 一郎
土地所有者	住所 伊勢崎市 今泉町 二丁目○番地 氏名 伊勢崎 太郎
家屋所有者	住所 伊勢崎市 今泉町 二丁目○番地 氏名 伊勢崎 一郎

口径	加入金(税込)	領収印
φ 13mm φ 20mm φ 25mm φ 30mm φ mm		

委任状

委任事項	給水装置工事に関する一切の権限
委任者	申込者に同じ
受任者	指定給水装置工事業者 住所 伊勢崎市○○町○○番地 名称 ○○設備工業
給水装置工事主任技術者	○○ ○○
免状交付番号	○○○○○

フリガナ **イセサキ イチロウ**

使用者 **伊勢崎 一郎**

住所 伊勢崎市**今泉町**二丁目○○番地

電話番号 **24-5111**

用途
 家事用・家事兼営業用
 官公署用・公衆用・学校用
 病院用・事務所用・営業用
 工場用・臨時用・公衆浴場用

給水管所有者分岐同意書

本給水管の分岐に同意します。なお分岐に関して紛争が生じたときは、当事者間で一切解決します。

年 月 日

(承諾者) 住所

氏名 (印)

給水装置番号(水栓番号)

建築確認番号
○○年○○月○○日 第○○○号

通水 年 月 日

水道
取出し 年 月 日
メーター 種別 指針
番号

土地 家屋 使用承諾書

使用承諾をする土地 家屋の所在地
伊勢崎市波志江町○○番地

本土地 家屋 の使用について承諾します。なお使用に関して紛争が生じたときは当事者間で一切解決します。

年 月 日

(承諾者) 住所 **伊勢崎市今泉町二丁目○番地**

氏名 **伊勢崎 太郎**

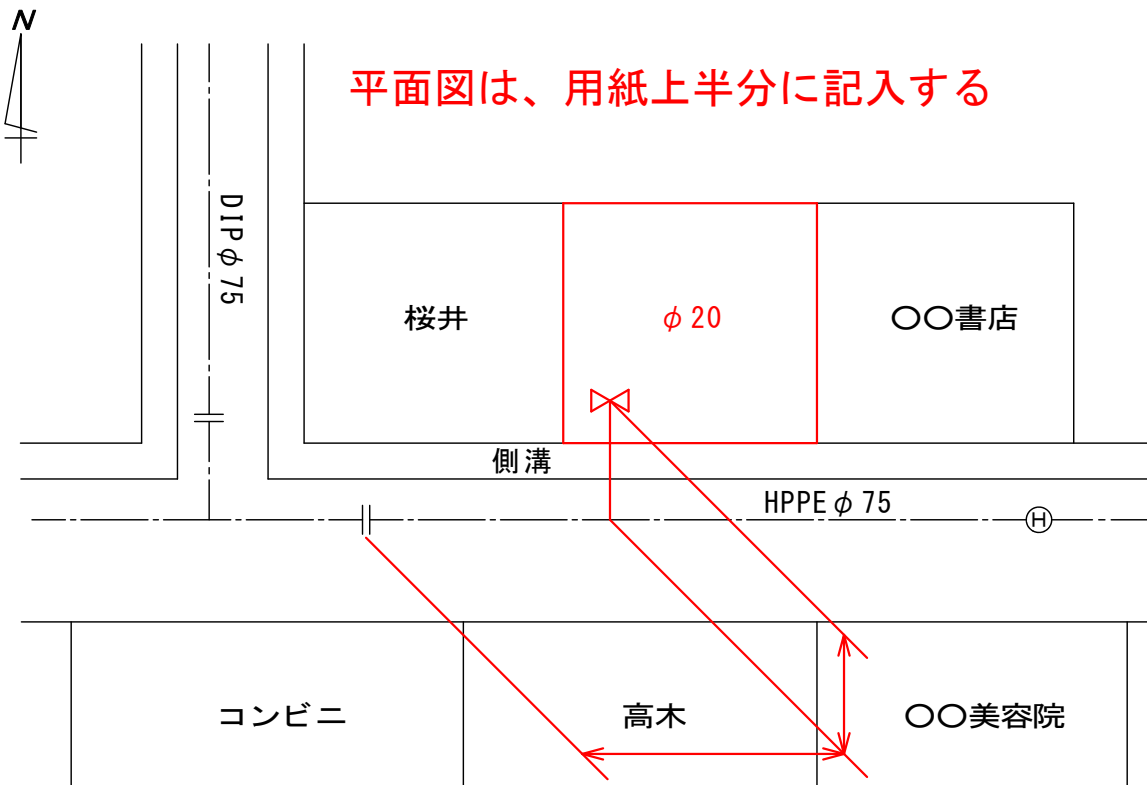
摘要

決裁後連絡先 080-××××-××××

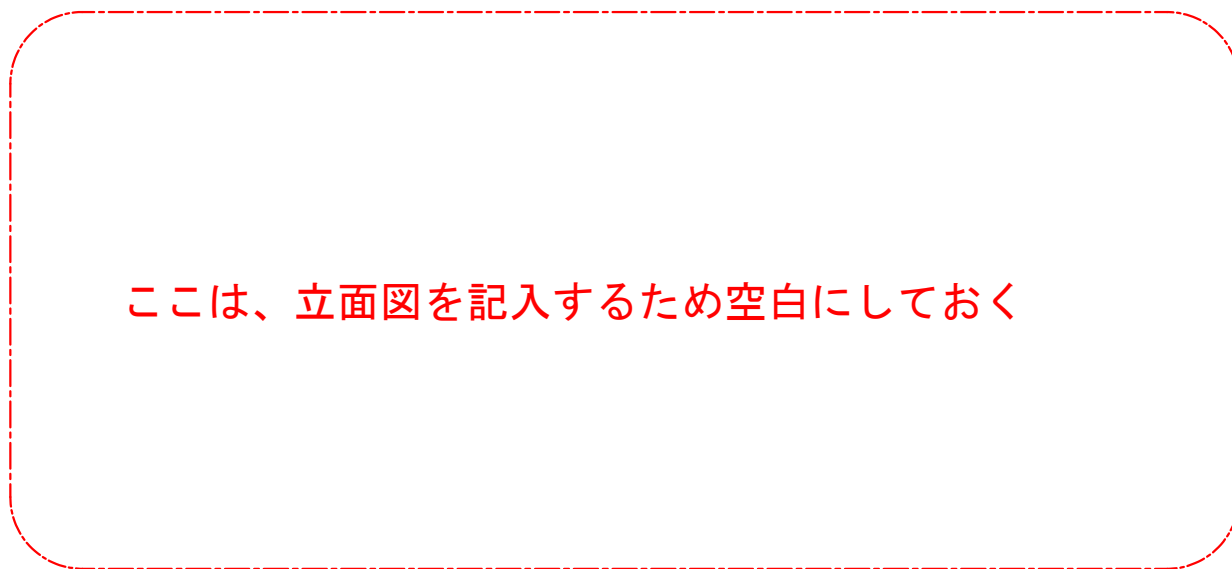
手数料 調定番号	番	加入金 調定番号	番
-------------	---	-------------	---

本管から止水までの取出し状況

(平面図)



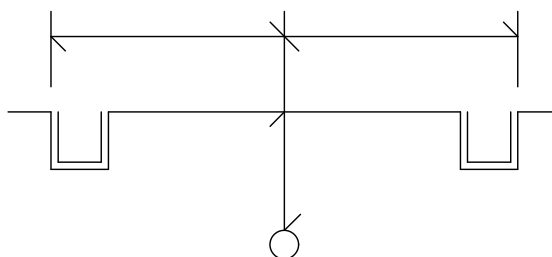
(立面図)



残留塩素検出量

mg/L 年 月 日

既設舗装厚	t=	m
既設路盤厚	t=	m
配水管圧力		MPa



年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

(申込者)住 所
氏 名
電話番号

水 道 使 用 申 込 書

1 水道使用者

住 所
氏 名
電話番号

2 給水装置所有者(水道使用者と異なる場合に記入してください。)

住 所
氏 名
電話番号

3 水栓番号 ー

4 水栓所在地

5 使用開始日 年 月 日

上記のとおり、水道を使用したいので申し込みます。

- 1 料金の納付及び給水装置については、伊勢崎市給水条例及び伊勢崎市給水条例施行規程を遵守します。また、これに違反したときは、その処分に従い、異議の申立てはいたしません。
- 2 検針及び漏水調査並びに修繕のため、宅地内に立ち入ることを同意します。

調査項目と内容

○は調査等が必要な項目、調査や確認を行い○に√でチェック

調査項目	調査内容	調査先や確認する場所			
		工事の 申込者	上下 水道局	現地	その他の 確認先
1. 工事場所	町名(字、丁目等)、番地等住居表示番号、申請敷地及び周辺の状況	○		○	
2. 使用水量	使用目的(事業内容・住居形態)、使用人員、延べ床面積、取付栓数	○			
3. 既設給水装置の有無	所有者、布設年月、形態(単独・連帯)、管の口径、管種、布設位置、栓番、メーター口径、連合栓の有無とその状況、関連敷地内の給水装置等の数	○	○	○	所有者
4. 屋外配管	水道メーターと止水栓(仕切弁)の位置、管の布設位置(敷地・境界・建物・外構との関係)	○		○	
5. 屋内配管	給水栓の位置(種類と個数)、給水用具、建物内の間取り	○		○	
6. 配水管の布設状況	口径、管種、布設位置、配水管の水圧、周辺の仕切弁と消火栓の位置		○	○	
7. 道路等の状況	種別(公道・私道)、幅員、舗装種別、官民境界、道路後退等、隅切り、側溝や水路等の幅員と深さ、工事に関する各種許可の取得			○	道路等 管理者
8. 各種埋設物の有無・布設状況	種別(下水、ガス、電気、電話等)、口径、布設位置(水道工事位置との離れ) 【埋設物 有・無】※該当を○で囲む			○	埋設物の 管理者
9. 現地の施工環境	施工時間(昼・夜)、関連工事の有無、施工中の周辺交通等への影響			○	埋設物の 管理者
10. 既設給水管から分岐をする場合	分岐元管の所有者等、給水戸数、布設年月、口径、管種、布設位置、既設建物との関連	○	○	○	所有者等
11. 受水槽方式の場合	受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート			○	
12. 工事に関する同意承諾の取得確認	分岐に関する同意、私有地給水管理設の同意、その他利害関係者全ての承諾	○			利害 関係者
13. 建築確認	建築確認通知(番号)	○			

指定工事業者

給水装置工事申込者

住所

氏名



道路占用 許可書

新規	東新	変東	
----	----	----	--

伊道指令第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

担当者 様

占用の目的	上水道給水管埋設		
占用の場所	路線名 市道 号線	車道	
	場 所		
占用物件	名 称	規 模	数量または掘削面積
	給水管	ポリエチレン管 φ	mm
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	年間	占用物件 の 構 造 申請書記載のとおり
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	工事実施 の 方 法 申請書記載のとおり
道路の復旧 方 法	原形復旧	添付書類	
占 用 料	免除	占用番号:	

年 月 付けで(申請)の道路占用(新規)については、別紙の条件を付けて許可します。

伊勢崎市長

料金内訳:
給水管 免除



手数料欄

手数料欄

様式第六(第10条関係)

道路使用許可申請書

年 月 日

警察署長 殿

申請者 住所 (TEL)
氏名 ,

道路使用の目的			
場所又は区間			
期 間	年 月 日 時から	年 月 日	時まで
方法又は形態			
添付書類			
現 場	住 所		
	責任者 氏 名		電話 - -

第 号

道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

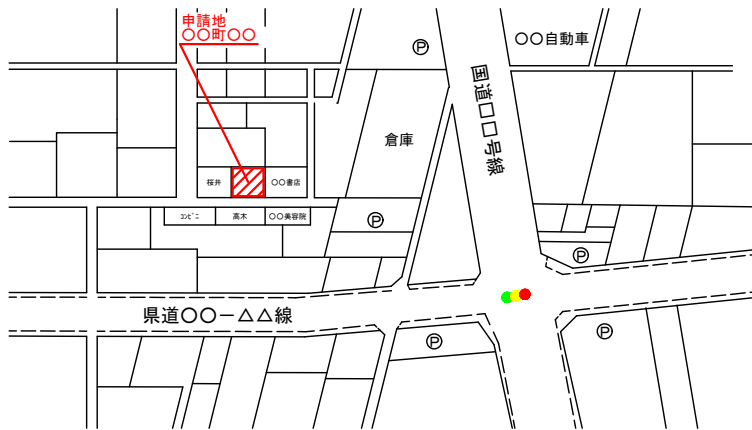
年 月 日

警察署長 印

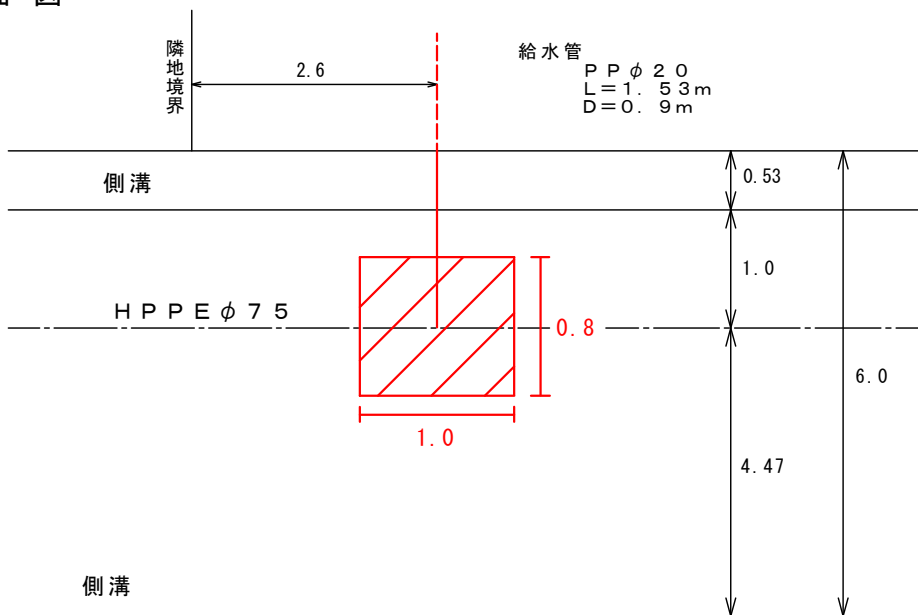
- 備考 1. 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2. 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
3. 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
4. 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

※道路占用許可書の写しに添付する
(白黒のコピーで可)

案内図 (位置図) ・ 平面図 ・ 従横断面図 ・ 掘削復旧図 (構造図) 等

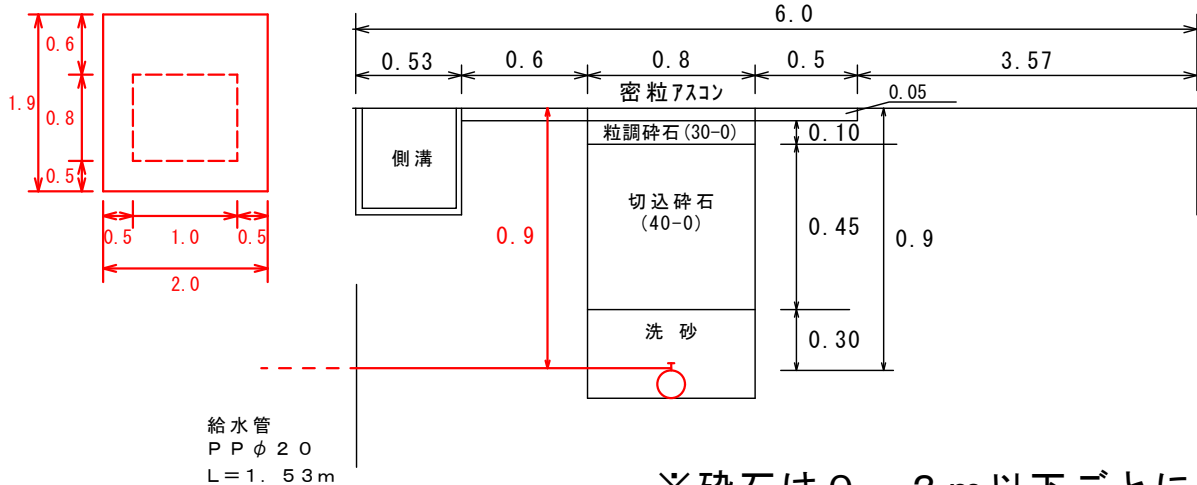


平面図



本復旧平面図

本復旧断面図



※碎石は0.2m以下ごとに転圧
※洗砂は0.3m以下ごとに転圧

道路占用、掘削 許可No.	年 月 日
------------------	-------

工事施工書

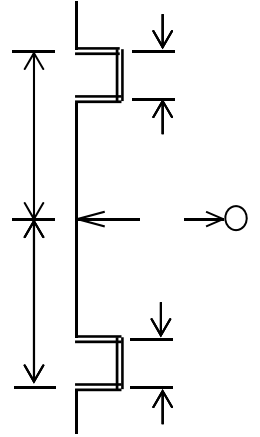
立面図

※施工予定日 (入金後に記入)	年 月 日
--------------------	-------

受付	年 月 日	第 号
工事ヶ所	町	申込者氏名
指定工事業者	番地	主任技術者印
年 月 日	着工	年 月 日
N 止水栓までのオフセット		竣工

県道 砂利
市道 舗装

4



既設舗装厚	t=	m
既設路盤厚	t=	m
配水管圧力		Mpa
残留塩素		mg/l

竣工したらオフセット・立面図・掘削面積等を記入し、上下水道局へ速やかに提出。

道路占用、掘削 許可No.	年 月 日
------------------	-------

工事施工書

監督用

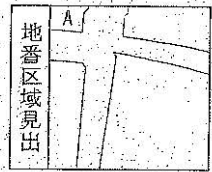
案内図

※施工予定日 (入金後に記入)	年 月 日
--------------------	-------

受付	年 月 日	第 号	住宅地区番号	ページ	(年度板)
工事ヶ所	町	番地	申込者氏名		
指定工事業者			主任技 術者印		
年 月 日 着工			年 月 日 竣工		
N 止水栓までのオフセット			県道	砂利	
			市道	舗装	
N 4					



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求 部分	所在			地番			
出力 縮尺	1/500	精度 区分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面	種類	土地区画整理所在図
作成 年月日				備付 年月日 (原図)	補記 事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方務局伊勢崎支局管轄)

年 月 日
地方務局 支局

登記官

申請番号:

(1/1)



地区別	A・B	水栓番号																		
-----	-----	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

水道給水装置 分岐 新設 工事申込書

(宛先) 伊勢崎市長 ○年○月○日
 給水装置工事を行いたいのので、御承認願います。
 なお、給水装置工事については、伊勢崎市給水条例及び同施行規程を遵守します。

申込者 住所 **伊勢崎市今泉町二丁目〇番地**
 フリガナ **イセサキ イチロウ**
 氏名 **伊勢崎 一郎**
 電話番号 **24-5111**

給水装置所在地	伊勢崎市今泉町二丁目〇〇番地
給水装置所有者	住所 伊勢崎市今泉町二丁目〇番地 氏名 伊勢崎 一郎
土地所有者	住所 伊勢崎市今泉町二丁目〇番地 氏名 伊勢崎 一郎
家屋所有者	住所 伊勢崎市今泉町二丁目〇番地 氏名 伊勢崎 一郎

委任状	
委任事項	給水装置工事に関する一切の権限
委任者	申込者に同じ
受任者	指定給水装置工事事業者 住所 伊勢崎市〇〇町〇〇番地 名称 〇〇設備工業
給水装置工事主任技術者	〇〇 〇〇
免状交付番号	〇〇〇〇〇

給水管所有者分岐同意書	
本給水管の分岐に同意します。なお分岐に関して紛争が生じたときは、当事者間で一切解決します。	
(承諾者) 住所	年 月 日
氏名	
給水装置番号(水栓番号)	

土地 家屋 使用承諾書	
使用承諾をする土地 家屋の所在地	
本 土地 家屋 の使用について承諾します。なお使用に関して紛争が生じたときは当事者間で一切解決します。	
(承諾者) 住所	年 月 日
氏名	

課	審	受
長	査	付

合議欄	料金係長	料金係
総務課長		
緑色の文字は手書き記入を示す。		

受	付	給水装置工事申込手数料
		領収印

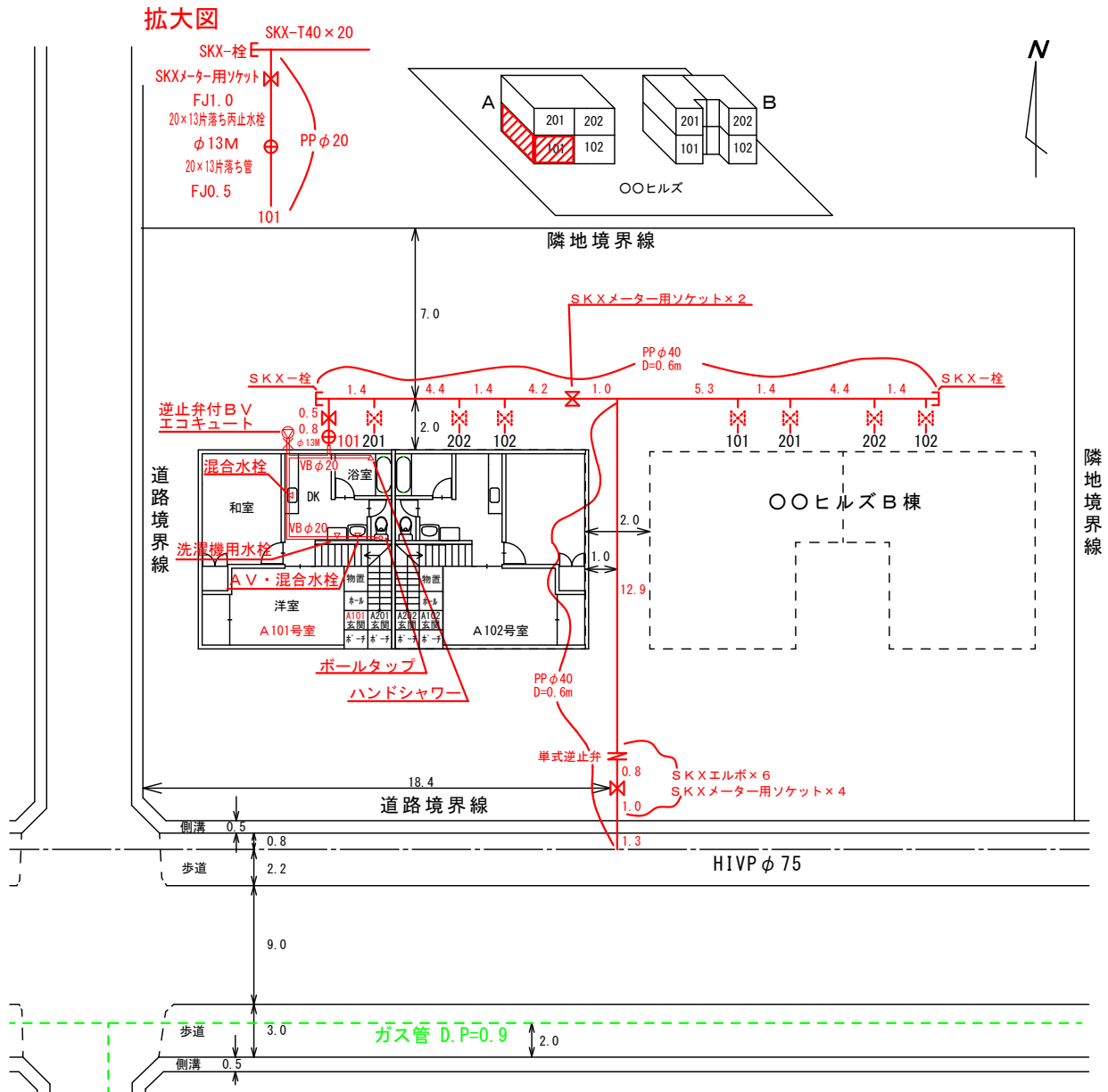
口径	加入金(税込)	領収印
φ 13mm φ 20mm φ 25mm φ 30mm φ mm		

フリガナ	イセサキ イチロウ
使用者	伊勢崎 一郎
住所	伊勢崎市今泉町二丁目〇〇番地
電話番号	24-5111
用途	<input checked="" type="radio"/> 家事用・家事兼営業用 <input type="radio"/> 官公署用・公衆用・学校用 <input type="radio"/> 病院用・事務所用・営業用 <input type="radio"/> 工場用・臨時用・公衆浴場用

建築確認番号	〇〇年〇〇月〇〇日 第 〇〇〇 号
通水	年 月 日
水道	取出し 年 月 日
	メーター出庫日 年 月 日
メーター	種別 指針 番号

摘要	〇〇ヒルズ A-101
決裁後連絡先	090-××××-××××
手数料 調定番号	加入金 調定番号
	番 番

配管図



申請の図面と竣工図面が相違した場合は必ず訂正すること。

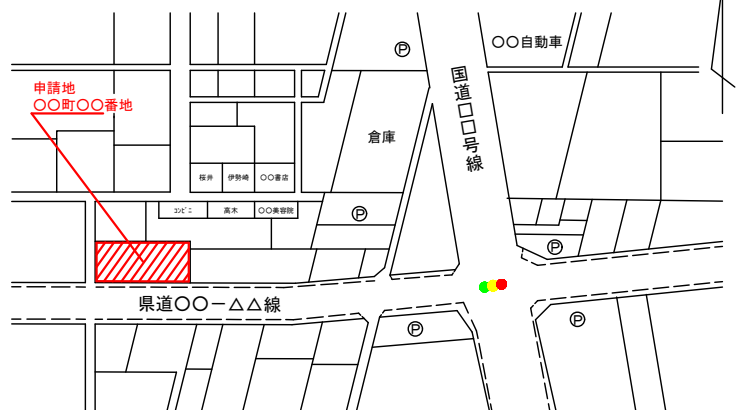
メーターオフセット

この欄は給水装置工事竣工
検査願い提出時に記入

(記入例)



案内図(申請地は赤で記入)住宅地図 P



地区別	A・B	水栓番号							
-----	-----	------	--	--	--	--	--	--	--

水道給水装置 公道分岐 新設 改造 工事申込書

(宛先) 伊勢崎市長 ○年○月○日
 給水装置工事を行いたいのので、御承認願います。
 なお、給水装置工事については、伊勢崎市給水条例及び同施行規程を遵守します。

申込者 住所 **伊勢崎市今泉町二丁目〇番地**
フリガナ **イセサキ イチロウ**
 氏名 **伊勢崎 一郎**
 電話番号 **24-5111**

給水装置所在地	伊勢崎市今泉町二丁目〇〇番地
給水装置所有者	住所 伊勢崎市今泉町二丁目〇番地 氏名 伊勢崎 一郎
土地所有者	住所 伊勢崎市今泉町二丁目〇番地 氏名 伊勢崎 一郎
家屋所有者	住所 伊勢崎市今泉町二丁目〇番地 氏名 伊勢崎 一郎

委任状	
委任事項	給水装置工事に関する一切の権限
委任者	申込者に同じ
受任者	指定給水装置工事事業者 住所 伊勢崎市〇〇町〇〇番地 名称 〇〇設備工業
給水装置工事主任技術者	〇〇 〇〇
免状交付番号	〇〇〇〇〇

給水管所有者分岐同意書	
本給水管の分岐に同意します。なお分岐に関して紛争が生じたときは、当事者間で一切解決します。	
(承諾者) 住所	年 月 日
氏名	(印)
給水装置番号(水栓番号)	

土地 家屋 使用承諾書	
使用承諾をする土地 家屋の所在地	
本 土地 家屋 の使用について承諾します。なお使用に関して紛争が生じたときは当事者間で一切解決します。	
(承諾者) 住所	年 月 日
氏名	(印)

課	審	受
長	査	付

合議欄	料金係長	料金係
総務課長		
緑色の文字は手書き記入を示す。		

受	付	給水装置工事申込手数料
		領収印

口 径	加入金(税込)	領収印
<input checked="" type="radio"/> φ 13mm <input type="radio"/> φ 20mm <input type="radio"/> φ 25mm <input type="radio"/> φ 30mm <input type="radio"/> φ mm		

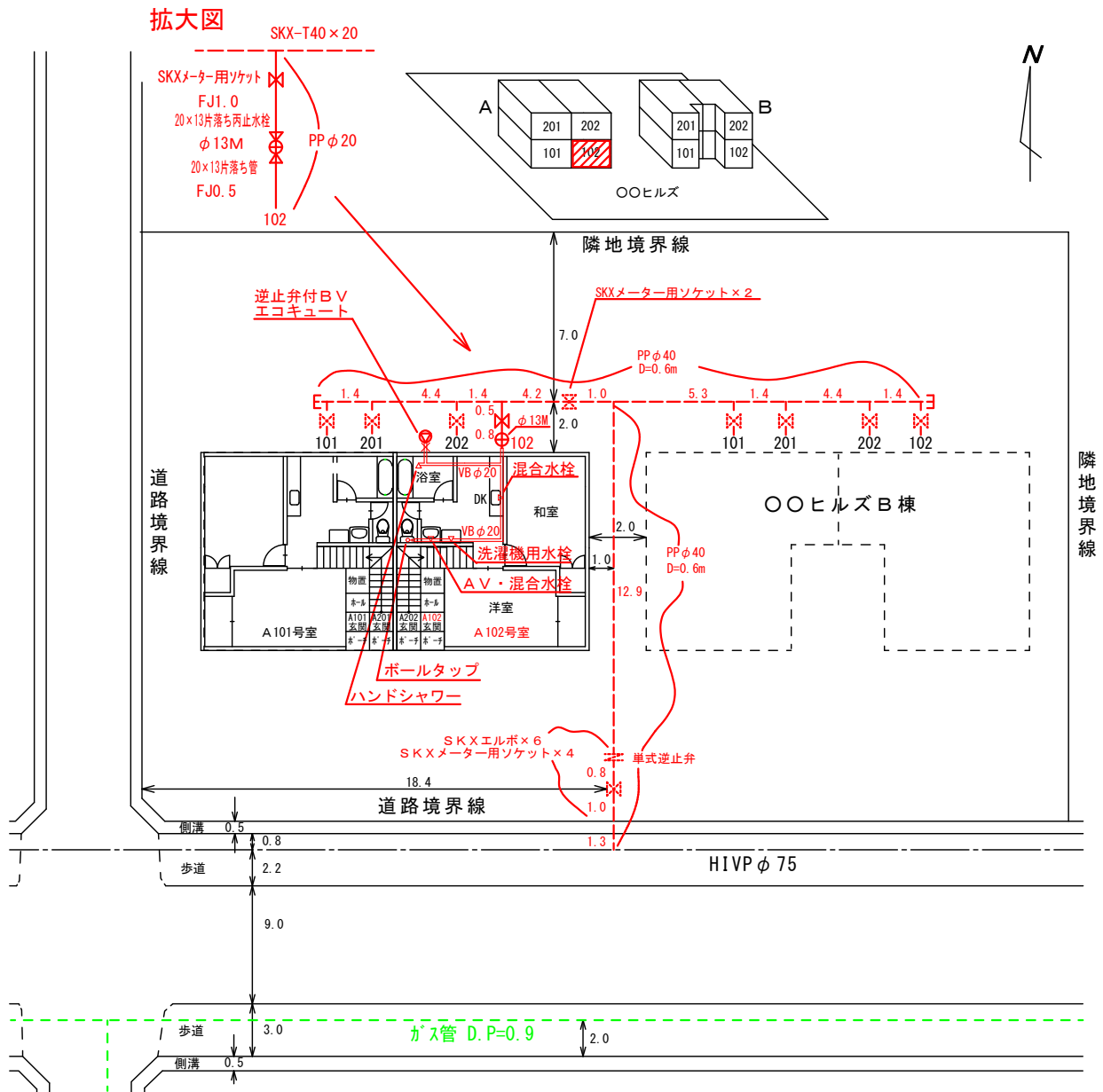
フリガナ	イセサキ イチロウ
使用者	伊勢崎 一郎
住 所	伊勢崎市今泉町二丁目〇〇番地
電話番号	24-5111
用 途	<input checked="" type="radio"/> 家事用・家事兼営業用 <input type="radio"/> 官公署用・公衆用・学校用 <input type="radio"/> 病院用・事務所用・営業用 <input type="radio"/> 工場用・臨時用・公衆浴場用

建築確認番号	
〇〇年〇〇月〇〇日 第 〇〇〇 号	
通 水	年 月 日
水 道	取出し 年 月 日
	メーター出庫日 年 月 日
メーター	種別 指針 番号

摘要	
〇〇ヒルズ A-102	
手数料 調定番号	加入金 調定番号
	番 番

アパート・ハイツ 1階への分岐記入例

配管図

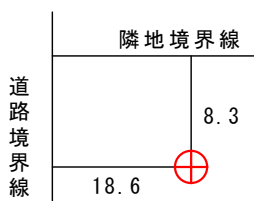


申請の図面と竣工図面が相違した場合は必ず訂正すること。

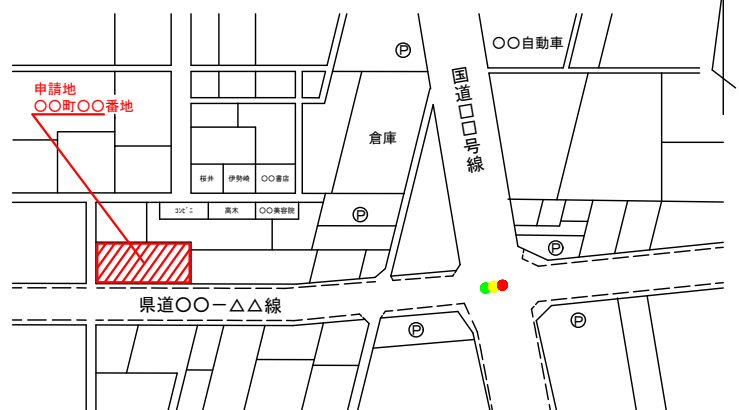
メーターオフセット

この欄は給水装置工事竣工
検査願い提出時に記入

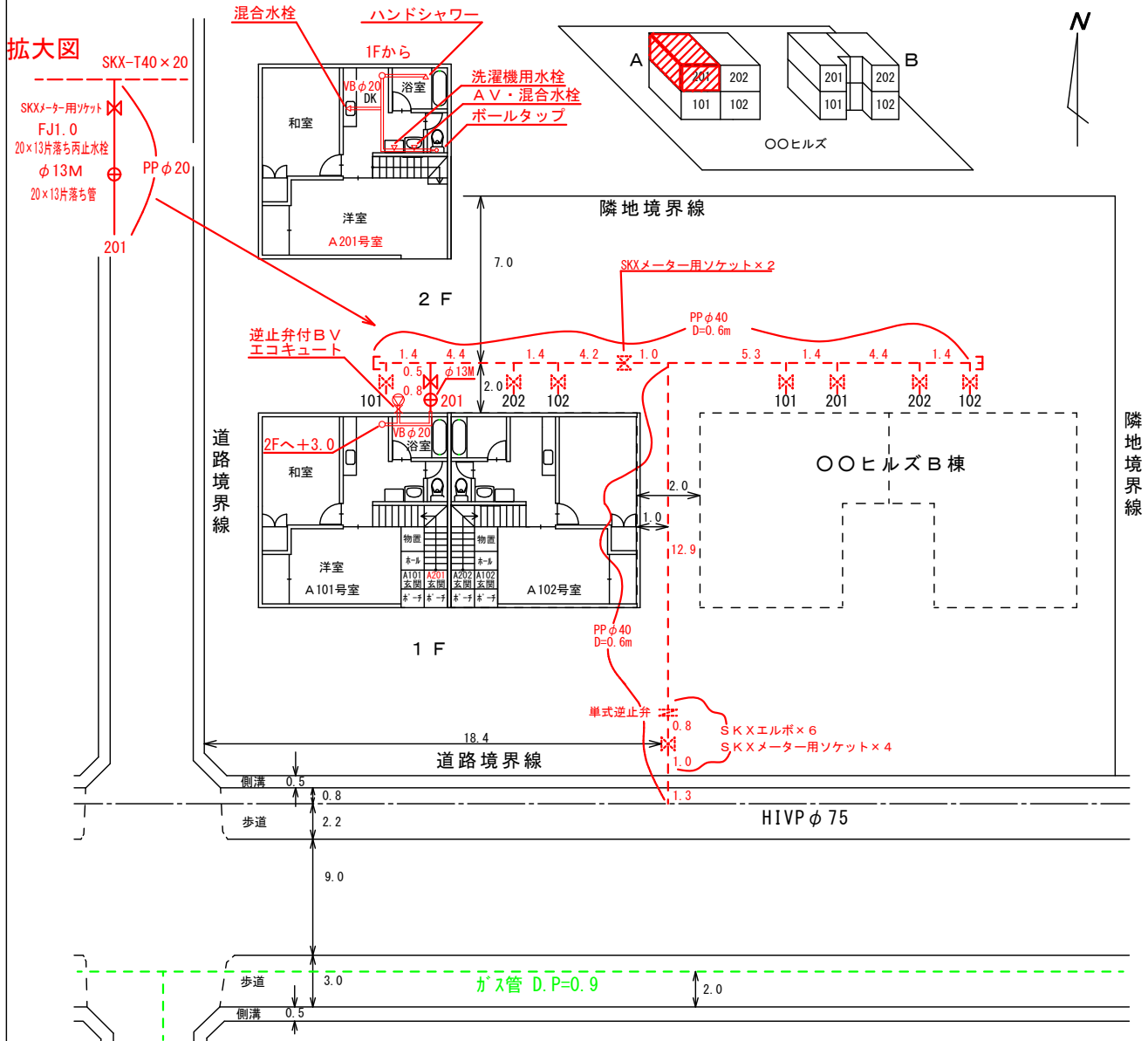
(記入例)



案内図(申請地は赤で記入)住宅地図P



配管図

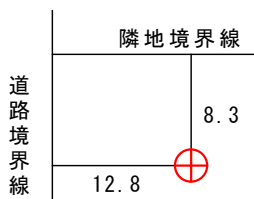


申請の図面と竣工図面が相違した場合は必ず訂正すること。

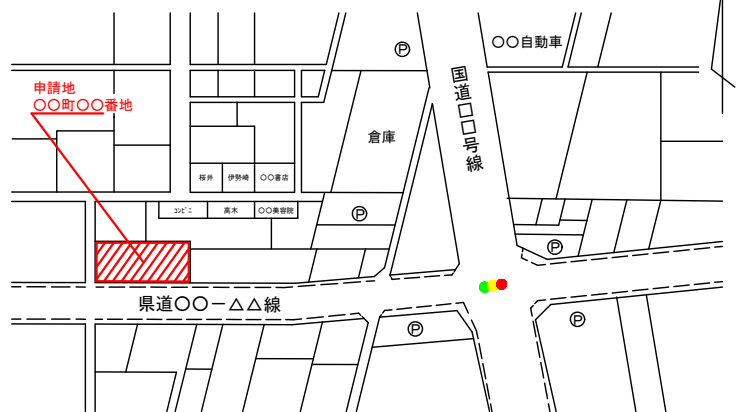
メーターオフセット

この欄は給水装置工事竣工
検査願い提出時に記入

(記入例)



案内図(申請地は赤で記入)住宅地図 P



道路占用、掘削
許可No. 765
〇年〇月〇日

工事施工書

申込時の記入例

赤で記入してある部分は必ず赤で記入

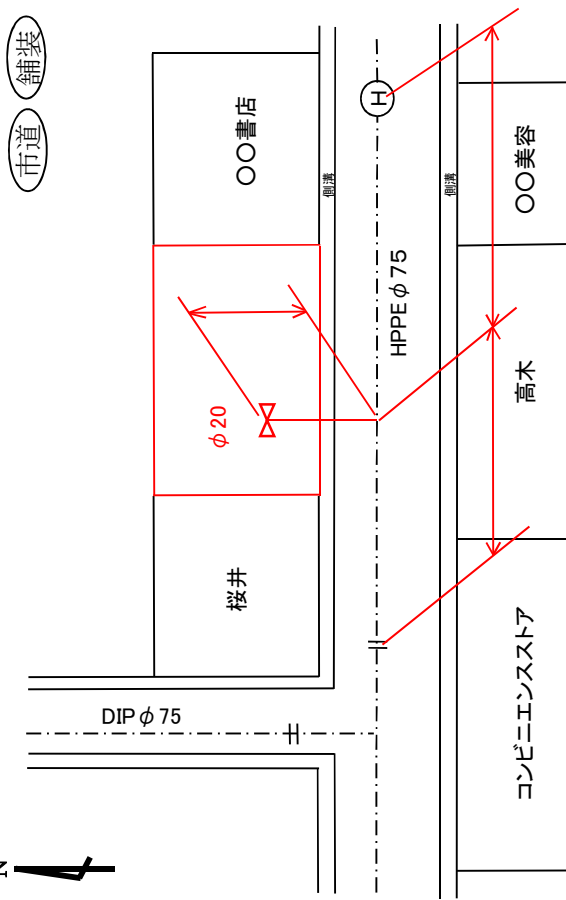
立面図

※施工予定日
(入金後に記入)
年 月 日

竣工したらオフセット・立面図・掘削面積等を記入し、上下水道局へ速やかに提出。

受付	〇年〇月〇日	第1234号
工事ヶ所	今泉町二丁目410番地	伊勢崎太郎
指定工事業者	(株)〇〇〇設備工業	主任技術者印
年 月 日 着工	年 月 日 竣工	砂利 舗装

N 止水栓までのオフセット



注意事項

- ・消火栓や制水弁等(サドル付分水栓から近い方)の中心からサドル付分水栓までの寸法引きだし線を記入
- ・寸法は100mm以内(角)の場合、境界線(2ヶ所以上)を記入
- ・サドル付分水栓までの寸法引きだし線を記入
- ・サドル付分水栓から止水栓までの寸法引きだし線を記入
- ・受付の日付と番号は申込時に窓口で記入

ここは、工事竣工後に記入する

既設舗装厚	t=	m
既設路盤厚	t=	m
配水管圧力	MP	
残留塩素		mg/l

道路占用、掘削
許可No. 765
〇年〇月〇日

工事施工書

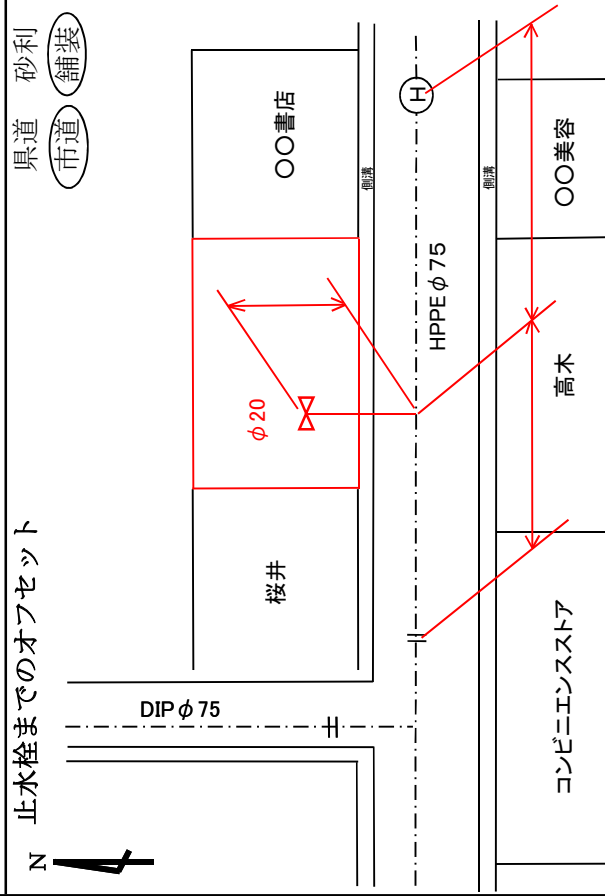
監督用

申込時の記入例

案内 図

※施工予定日
(入金後に記入)
年 月 日

受付	〇年 〇月 〇日	第 1 2 3 4 号	住宅地区番号	ページ	(年度版)
工事ヶ所	今泉 町 二丁目4番地	申込者 氏名	伊勢崎太郎		
指定工事業者	(株)〇〇〇設備工業	主任技術者印	県道 砂利 (市道) 舗装		
年 月 日 着工	年 月 日 竣工				



赤で記入してある部分は必ず赤で記入

ここは、申込時に申請場所がわかる地図を記入する

道路占用、掘削
許可No. 765
〇年〇月〇日

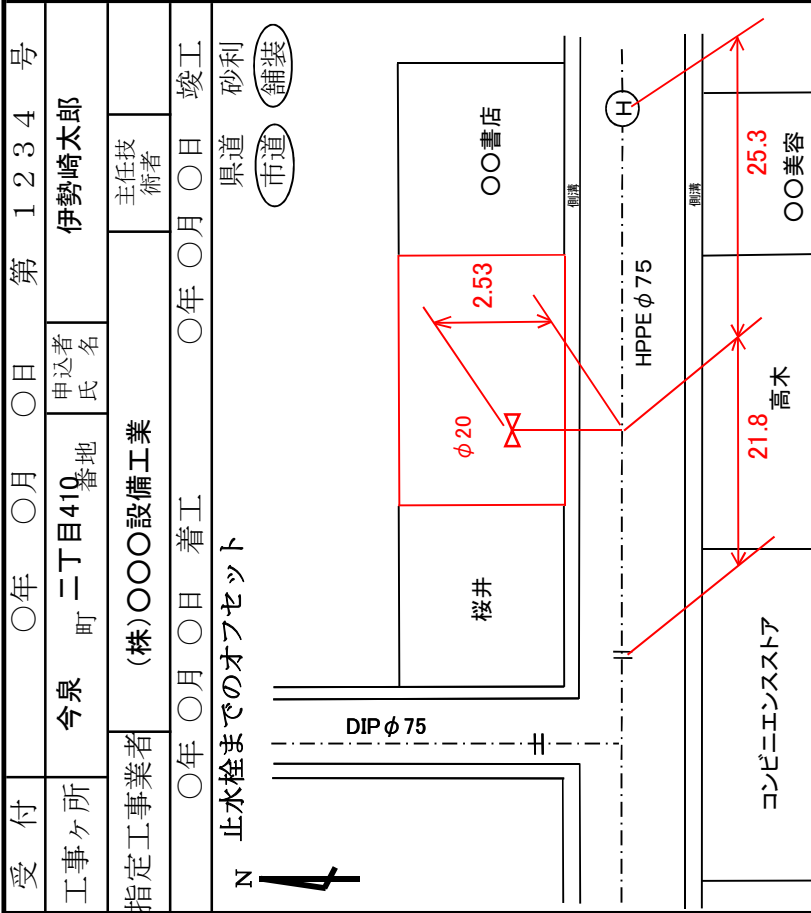
工事施工書

施工後の記入例

赤で記入してある部分は必ず赤で記入

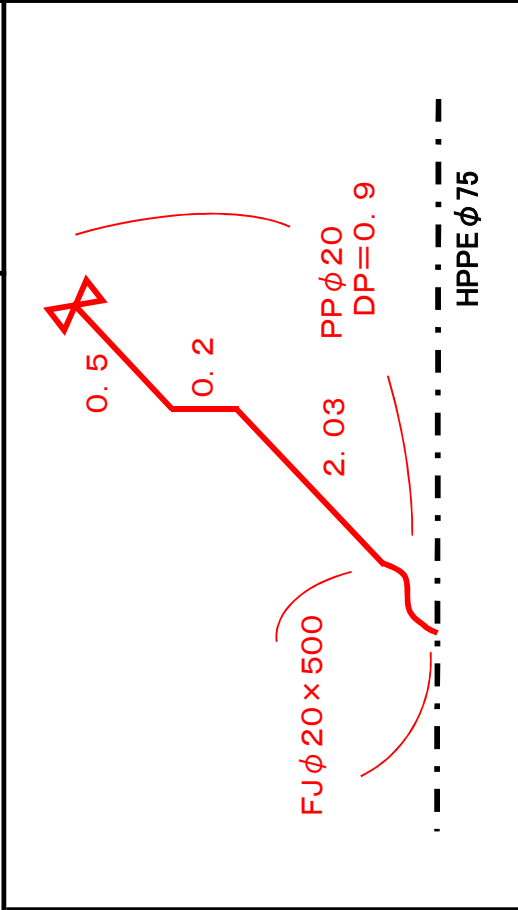
立面図

※施工予定日
(入金後に記入)
〇年〇月〇日



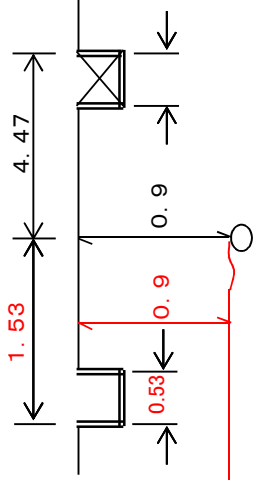
注意事項

- ・消火栓や制水弁等(サドル付分水栓から近い方)の中心からサドル付分水栓までの距離を記入。
- ・どちらも100m以内が無い場合、道路や配水管の形状が直線でない場合は、交差点の隅切り(角)、境界杭、下水道マンホールの中心等から分水サドルまでの寸法引きだし線(2ヶ所以上)を記入。
- ・サドル付分水栓から止水栓までの距離を記入。
- ・掘削小穴の寸法記入
- ・主任技術者が記入内容を確認しハンコを押す。



注意事項

- ・切り管延長でなくつないだ管の芯までの寸法を記入。
- ・一次側給水管深さ(例 DP=1.10等)を立面図に記入。
- ・道路の断面図には、配水管の土被と官民境界からの離れ、側溝や水路等の幅員、給水取り出し管の土被(公道内)を北向きもしくは東向きで記入する。
- ・側溝等がない場合は、側溝部分に×印



既設舗装厚	t=0.30 m
既設路盤厚	t=0.25 m
配水管圧力	0.3MPa
残留塩素	0.3 mg/ℓ

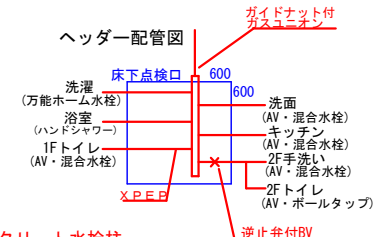
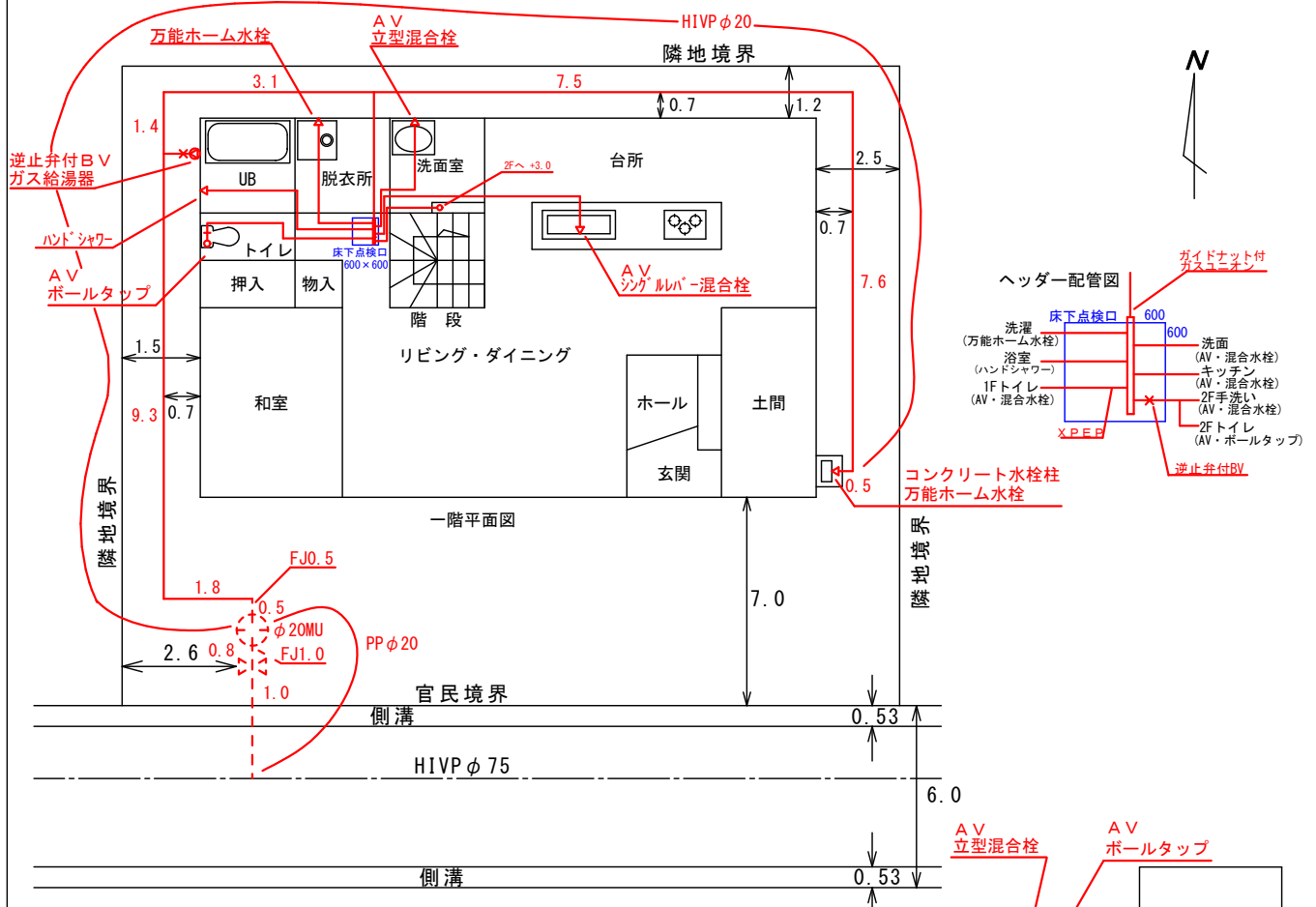
竣工したらオフセット・立面図・掘削面積等を記入し、上下水道局へ速やかに提出。

給水工事設計書

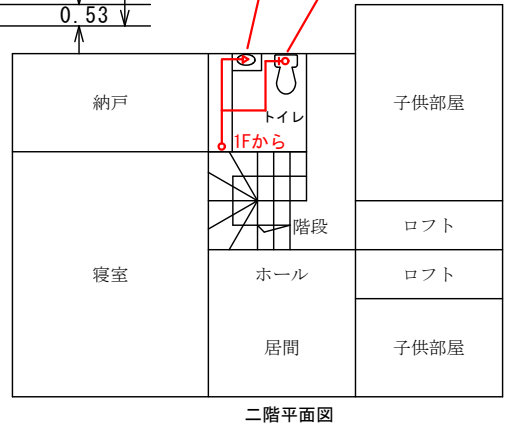
念書記入例

名称	形状	数量	公道 配水管 引込口径	延長 m mm			
ボール式サドル付分水栓							
離脱付チーズ			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <h2 style="text-align: center;">摘 要</h2> </div> <p>記事</p>				
止水栓							
止水栓筐							
止水板							
ポリエチレン管 (公道)							
ソケット							
エルボ							
V D 管							
フレキシブル継手 (公道)							
ポリエチレン管 (宅内)							
フレキシブル継手 (宅内)							
特殊割 T 字管							
杭又はセーフティマーク							
貫孔機小穴及据付工							
道路修繕面積 (下層)							
道路仮復旧面積							
道路本復旧面積							
交通安全対策							
検 査	検査年月日 年 月 日		<p>念書</p> <p>この度の給水工事について、20ミリの量水器を設置するように指導を受けましたが、当方▲▲▲▲▲▲の都合上、13ミリ量水器を使用させて頂きたく、よって水量水圧等が不足しても上下水道局に対し、一切異議申し立てを致しません。</p> <p>ここに念書を添えて、お願い申し上げます。</p> <p>申込者</p> <p>住所 伊勢崎市○○町▲▲番地</p> <p>氏名 赤城 太郎 印</p> <p>指定給水装置工事事業者</p> <p>(株)○○設備工業</p>				
	備考						
	緑色の文字は手書き記入を示す。						
残留塩素検出量			mg/L	年 月 日			
課長		審査		検査		受付	

配管図



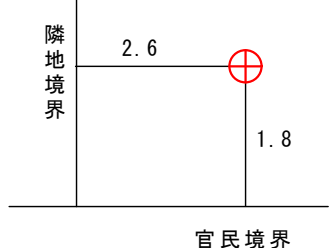
※既設給水管は赤点線にしてください。
 ※乙止水栓、メータボックスの位置、材質が基準に合っていない場合は、移設、交換又は道路からの引き直しが必要となる場合があります。



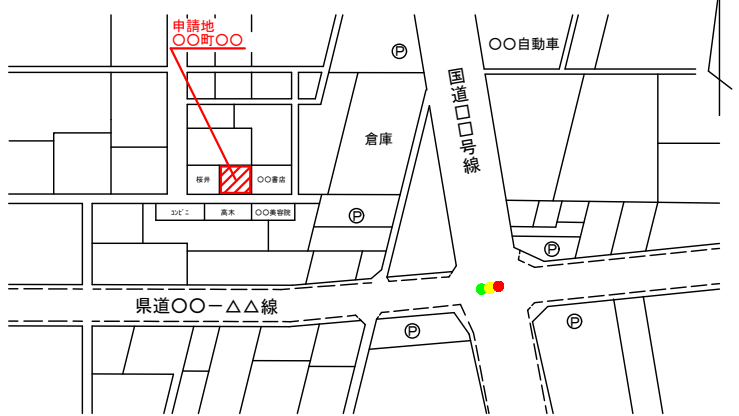
メーターオフセット

この欄は給水装置工事竣工検査願提出時に記入

(記入例)



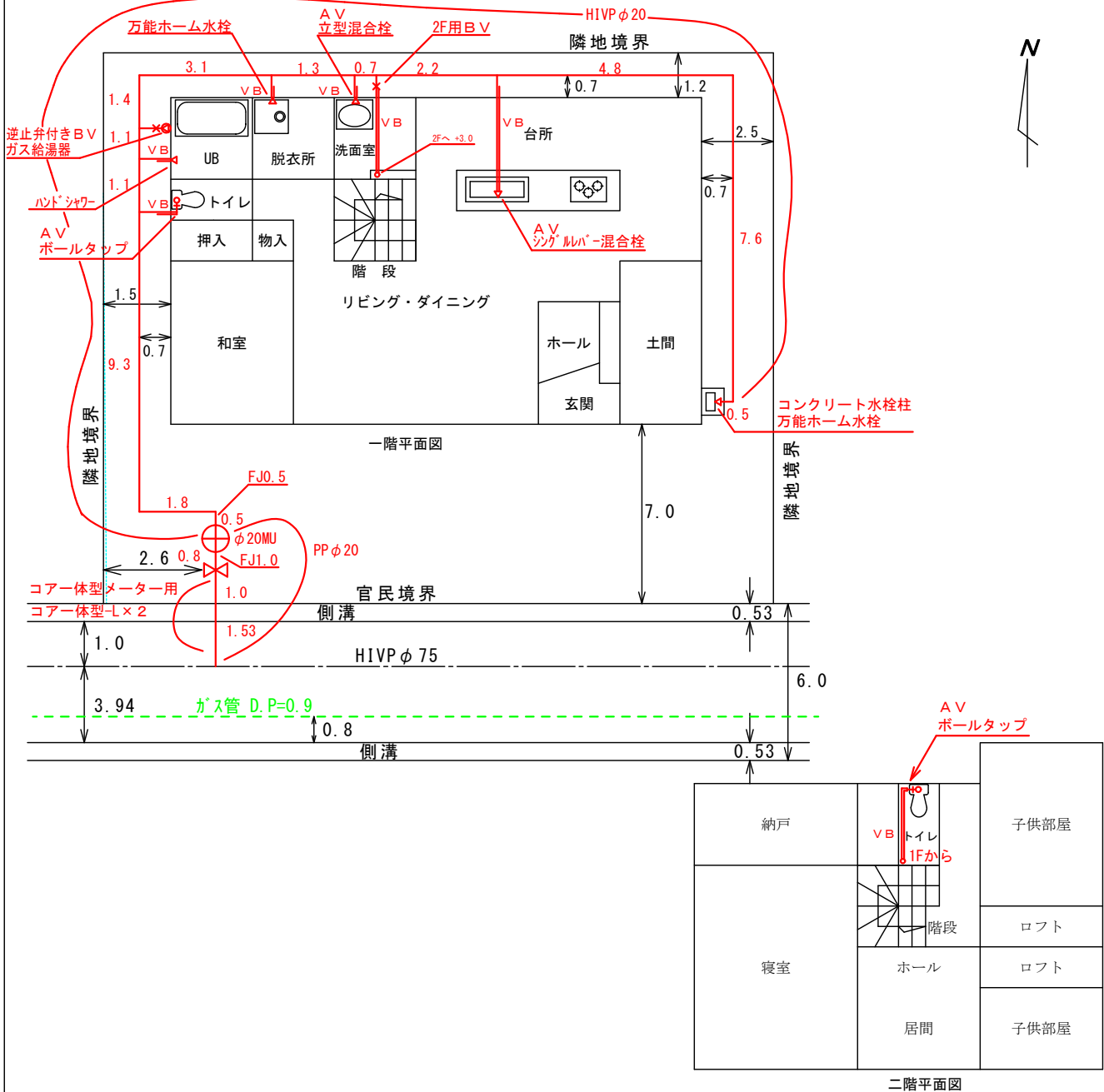
案内図 (申請地は赤で記入) 住宅地図 P



申請の図面と竣工図面が相違した場合は必ず訂正すること。

分岐配管記入例

配管図

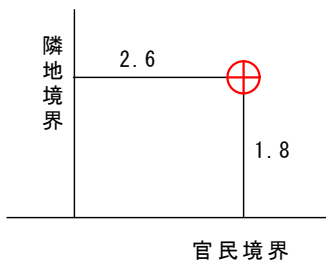


申請の図面と竣工図面が相違した場合は必ず訂正すること。

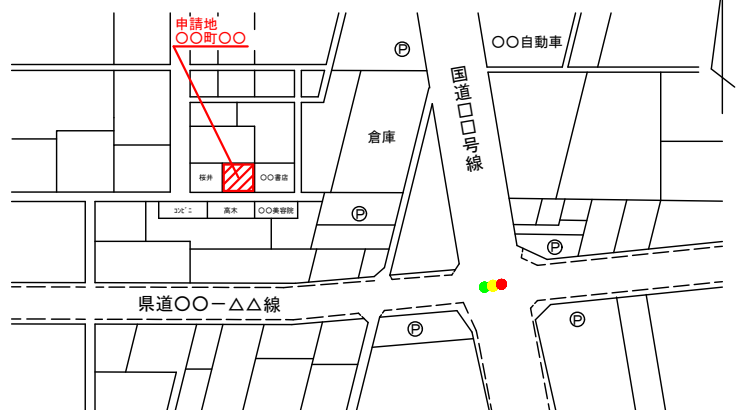
メーターオフセット

この欄は給水装置工事竣工検査願提出時に記入

(記入例)

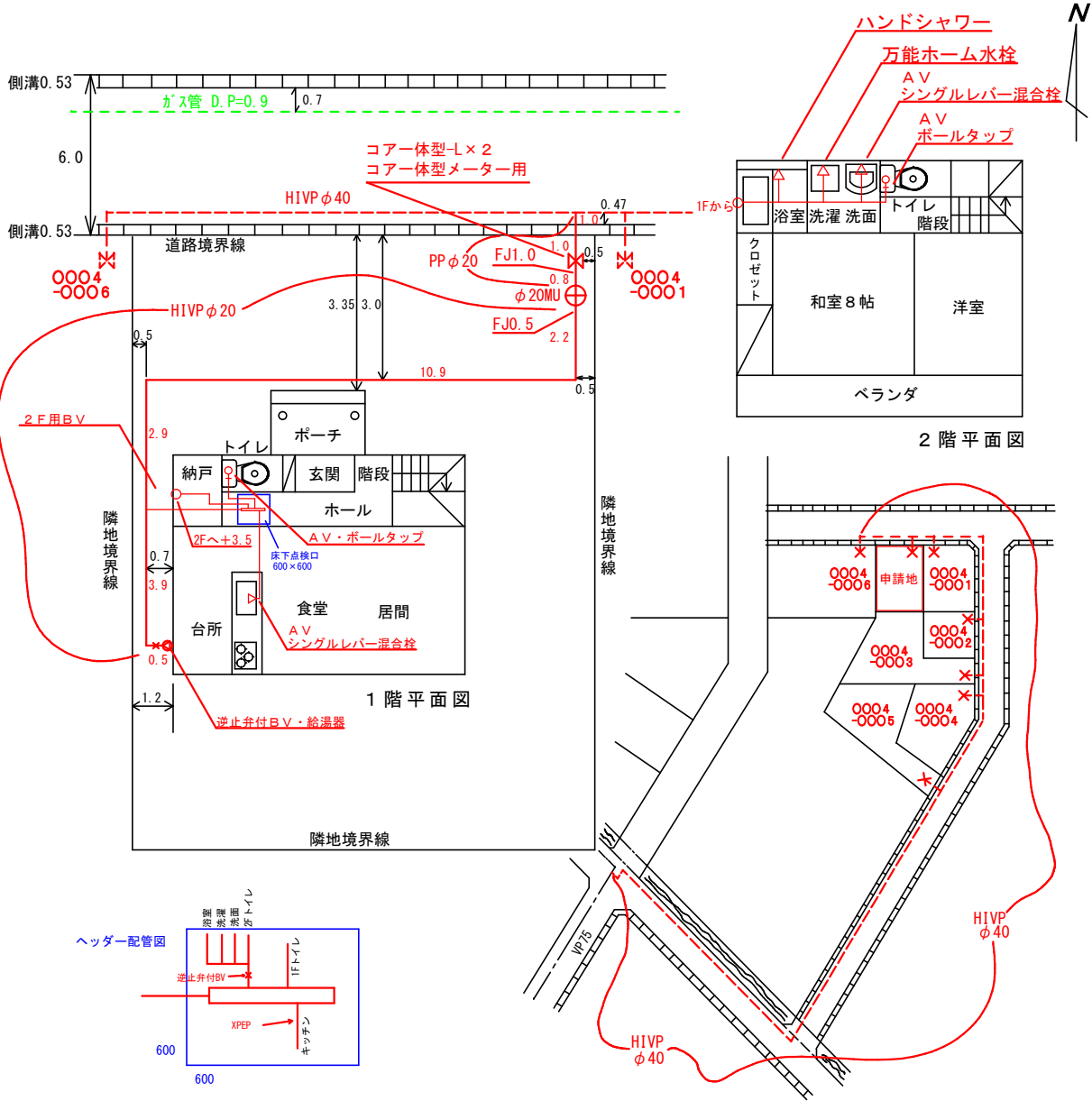


案内図(申請地は赤で記入)住宅地図 P



個人管分岐からの記入例

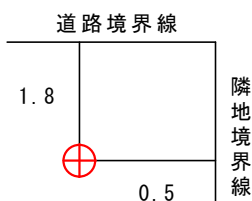
配管図



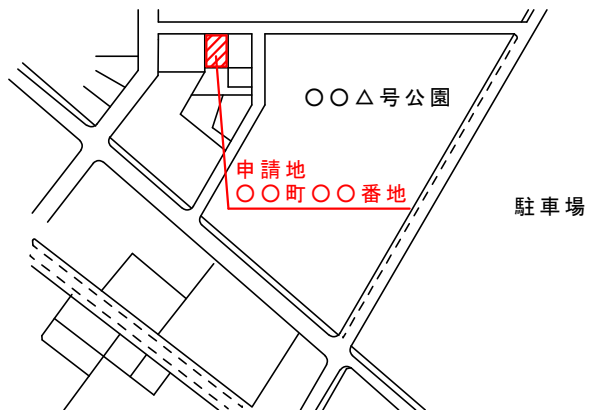
申請の図面と竣工図面が相違した場合は必ず訂正すること。

メーターオフセット

この欄は給水装置工事竣工
検査願い提出時に記入
(記入例)



案内図 (申請地は赤で記入) 住宅地図 P



給水取出し工事写真撮影要領

※写真は照り返しや影に注意し、対象が鮮明に写るように撮る

1 着工前

- ・着工前の写真は看板、許可書、保安施設を入れた工事箇所全景を、起点方向と終点方向からそれぞれ撮る。

2 各種許可書

- ・道路使用許可書・道路占用許可書・交通制限（片側通行止）等の許可書について正面から撮る。

3 交通誘導員

- ・工事箇所の交通の安全等を確保する為、また、工事作業員の安全についても十分留意して交通誘導員を配置する。（状況写真撮影）

4 分水栓取り付け及び取出し

- ・サドル付分水栓の取り付け作業でトルクレンチを使用していることがわかる写真を撮る。
- ・配水管にサドル付分水栓取り付け状態、及び配水管の深さ確認のため、管上（配水管）に垂直にスタッフ・小黒板を入れて撮る。（SKXチーズを使用する場合、分水止めがある場合も同様に写真を撮る。）
- ・穿孔時、穿孔機及び乙止水栓からの捨水状況写真を撮る。
- ・穿孔後、穿孔機ホルダーから穿孔片を取り出して、小黒板を入れて撮る。
- ・配水管がDIP・CIP・SGPの場合は、密着コア挿入状況写真及び密着コア挿入前後写真を撮る。
- ・耐圧試験写真撮影については、「耐圧試験写真撮影要領」を参照してください。
- ・分水止めがある場合には止める前、止めた後の写真を撮影する。
- ・サドル付分水栓をジョイント等より有効長で30cm以上離して取付ける場合（同一小穴による取出しも含む）はスタッフ等で離れが分かる写真を撮る。
- ・使用した金属製の継手、EFスクリージョイントの設置状況を全て撮る。（道路縦断で給水管を布設する工事で使用した場合も全て撮る。）
- ・掘削深さが1.5mを超える場合は、土留めをして写真を撮る。（民地内でも同様に写真を撮る。）

5 防食フィルム巻き立て

- ・腐食の防止を図るため、サドル付分水栓、配水管全体を防食フィルムで密着に巻き立て、銅線で確実に固定して小黒板を入れ完了写真を1枚撮る。（SKXチーズを使用する場合及び公道等でSKXエルボを使用する場合も同様に写真を撮る。）また、使用した金属製の継手、EFスクリージョイントも防食フィルムを巻き写真を全て撮る。（道路縦断で給水管を布設する工事で使用した場合も全て撮る。）
- ・分水止めをするサドル付分水栓にも防食フィルムを巻き写真を撮る。

6 埋戻し

- ・管の深さが0.9mより深い場合は管上0.3m、管の深さが0.9～0.75mの場合は深さ0.6m、管の深さが0.75mより浅い場合は管上0.15mまで洗砂をタコ・プレート等で転圧しスタッフ・小黒板を入れて撮る。次に砕石を厚さ0.2m以下毎にタンパ・ランマ等で十分に転圧しスタッフ・小黒板を入れてそれぞれ撮る。転圧作業状況も小黒板を入れて撮る。埋設シートは管上0.3m以上0.5m未満の範囲で深い層の上に敷きスタッフ・小黒板を入れて撮る。

- ・舗装道の場合、粒調砕石0.10m もタンパ・ランマ等で転圧した所をスタッフ・小黒板を入れて撮る。
- ・道路を縦横断方向に開削する場合は、40m以上の時は40m毎に、40m以下の時は2箇所以上適正な位置で写真を撮る。
(例：0～40mは2箇所、41～80mは3箇所、81～120mは4箇所)
- ・道路を横断方向に開削し、配水管と布設する給水管の深さが違う場合は、サドル付分水栓を設置した場所と深さの違う位置の2箇所で撮る。
- ・分水止めをする場合の埋戻しも埋設シートを敷き写真も同様に撮る。
- ・複数箇所を掘削した場合、全ての小穴の埋戻しの写真を管理する。
- ・布設した給水管については、開削、推進、道路横断、道路縦断全ての場合において埋設深さの分かるスタッフ等を使った写真を撮影する。
- ・給水管同士や他の地下埋設物との離隔が分かるスタッフ等をあてた写真を撮影する。

7 一次復旧と指定工事業者番号

- ・一次復旧の写真は、復旧箇所の縦・横にスタッフ又は帯広テープを当て、長さが確認できるようにし、道路に指定工事業者番号を青色でペイントし、小黒板を入れて撮る。
- ・一次復旧は加熱アスファルトを使い（常温合材は使用禁止）粒調砕石の上に乳剤を散布し、その散布後の状況写真を撮る。
- ・一次復旧完成時、路側線・センターライン等も復旧し、既存道路との境目に乳剤で目地をし、その上に砂で養生した完成写真を撮る。
- ・砂利道の場合には、復旧箇所の縦・横にスタッフ又は帯広テープを当て、長さが確認できるようにし、小黒板を入れて撮る。

8 セーフティマーク又は明示杭

- ・給水管埋設位置確認のため「セーフティマーク」を、道路側溝天端（民地側）に電気ドリル等で穴をあけ、コンクリートボンド等で養生して打ち込み小黒板を入れて撮る。
- ・道路側溝が存在しない場所で地先ブロックがある場所はセーフティマークを打ち込み、それ以外は官民境界に「明示杭」を打ち込み小黒板を入れ完了写真を撮る。

9 残土処理

- ・残土については、自由処分とし、トラック積み込み写真を撮る。
- ・現地処理の時は、その状況が分かる写真を撮る。

10 水道給水装置工事届済看板

- ・水道給水装置工事届済看板を現場止水栓又はメーターボックス付近に設置し写真を撮る。

1.1 乙止水栓設置状況

- ・乙止水栓を現場に設置し、フレキシブル継手を接続した状態で写真を撮る。

1.2 指定工事業者シール

- ・メーターボックスの蓋の裏側に指定工事業者シールを貼り写真を撮る。

1.3 提出

- ・写真は、写真帳に入れ表紙に受付番号、工事場所、工期、工事施工者名を記入し、各写真の説明（埋戻しは、埋戻した層ごとの厚さと深さを表示した図）を記入のうえ、「工事施工書」と一緒に、取り出し工事完了後5日以内に給水係へ提出する。

給水工事検査について

1. 給水装置工事主任技術者は、申請建造物完成後は現地検査により、給水装置が構造・材質基準に適合していることを確認する。
2. 給水装置工事主任技術者は、構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていることの確認。(水の汚染・水撃防止・浸食・逆流・凍結防止等の対策)
3. 給水装置工事主任技術者は、給水装置の使用開始前に必ず器具類の取り付け確認と、管内を完全に洗浄するとともに、通水試験、耐圧試験及び水質試験(残留塩素測定等)を行う。
4. 耐圧試験は次のような手順により行い、試験水圧は原則として1.75MPaとする

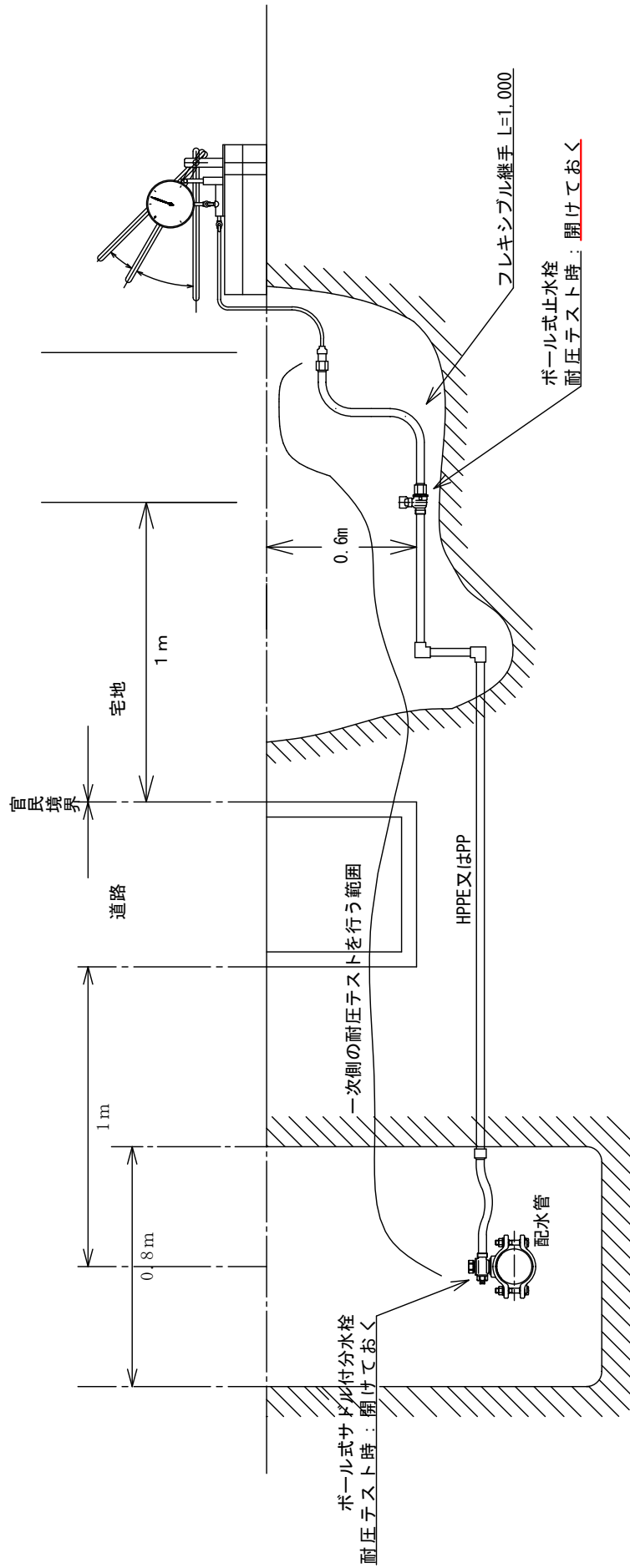
(1) 耐圧試験の手順(メーター器一次側)

- ① メーター接続用フレキシブル継手にテストポンプを連結する。
- ② 給水装置内及びテストポンプの水槽内に充水する。
- ③ 充水しながら、バルブ等を僅かに開いて給水装置内の空気を抜く。
- ④ 空気が完全に抜けたら、バルブ等を閉める。
- ⑤ 加圧を行い水圧が1.75MPaに達したら、テストポンプのバルブを閉めて1分以上その状態を保持し、水圧低下の有無を確認する。
- ⑥ 試験終了後は、適宜、バルブを開いて圧力をさげてからテストポンプを取り外す。なお、メーター器二次側についても、同様な手順で耐圧試験を行う。

5. 給水装置工事主任技術者は、水質について次表の確認を行う。

項目	判定基準
残留塩素(遊離)	0.1mg/l以上
臭気	観察により異常でないこと
味	〃
色	〃
濁り	〃

耐圧テストポンプの掛け方（一次側）



一次側の耐圧テストは穿孔作業を行う前にサドル分水栓からメーターユニットの手前までを一括で掛ける。
乙止水栓を二つ設置する場合は2回に分けて耐圧試験を行う。
(丙止水栓を取り付けたまま耐圧テストをしない。)

給水装置工事施行基準：給水工事検査についての耐圧試験の手順参照

SKXチーズ

耐圧テストを行うためにパイプエンドを設置する

配水管接続部にSKXチーズを使用した場合は、チーズ接続前にパイプエンドを設置し一次側の耐圧試験を行う。

細大區

耐圧試験写真撮影要領

No.1



- 全景写真（メーターボックスを入れる）
- 主任技術者立会い（写真に入る）
- 一次側耐圧試験はメーター接続用フレキシブル継ぎ手に接続する
- 取り付け状況及びテストポンプの状況
- 加圧前 0 MP a
- 小黒板に状況記入する

No.2



- 加圧状況写真 1.75 MP a
- 小黒板に状況記入する
- 検査時にその実態が明確に確認できるように撮影する

No.3



- 加圧後1分間経過写真
(1.75 MP a より下がらないこと)
- 小黒板に状況記入する
- 検査時にその実態が明確に確認できるように撮影する

No.4



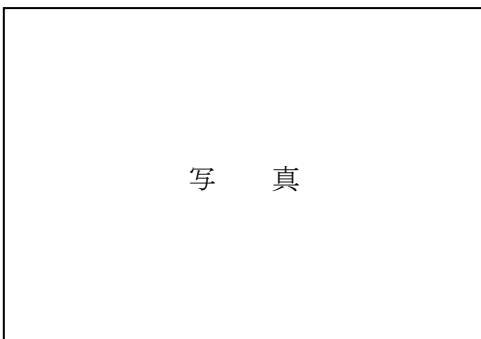
- 圧力計の拡大写真 1.75 MP a
- 小黒板に状況を記入する
- 検査時にその実態が明確に確認できるように撮影する

No.5



- 「水道給水装置届出済」看板設置状況写真
(取出し工事のない改造工事の場合は必要に応じて竣工時に提出)

No.6



- 「指定工事業者シール」貼付状況写真
(取出し工事のない改造工事の場合は必要に応じて竣工時に提出)

小 黒 板 に つ い て

年 月 日	年 月 日
工 事 名	〇〇邸新築給水設備工事
工 事 箇 所	伊勢崎市〇〇町〇〇番地〇号
工 種	耐 圧 試 験
内 容	装置取付状況・主任技術者立会い
指定工事業者	(株) 〇〇設備工業

年 月 日	年 月 日
工 事 名	〇〇邸新築給水設備工事
工 事 箇 所	伊勢崎市〇〇町〇〇番地〇号
工 種	耐 圧 試 験
内 容	加圧状況 1.75MP a
指定工事業者	(株) 〇〇設備工業

年 月 日	年 月 日
工 事 名	〇〇邸新築給水設備工事
工 事 箇 所	伊勢崎市〇〇町〇〇番地〇号
工 種	耐 圧 試 験
内 容	1 分間経過後・1.75MP a
指定工事業者	(株) 〇〇設備工業

年 月 日	年 月 日
工 事 名	〇〇邸新築給水設備工事
工 事 箇 所	伊勢崎市〇〇町〇〇番地〇号
工 種	耐 圧 試 験
内 容	圧力計拡大・1.75MP a
指定工事業者	(株) 〇〇設備工業

1. 公道取出し

2. メイン管

課 長	審 査	受 付

耐 圧 試 験 報 告 書

年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

水道法第 25 条の 10 の規定に基づき、下記の通り報告します。

水道法施行令第 5 条第 2 項（給水装置の構造及び材質の基準）及び、厚生省令第 1 条（耐圧に関する基準）により、別紙写真のとおり検査しました。

受 付 年 月 日 年 月 日

受 付 番 号 第 号

耐圧試験検査年月日 年 月 日

検 査 場 所

所 有 者 名

以上の結果、水漏れ、変形、破損その他異常ないことを報告いたします。

指定給水装置
工 事 事 業 者

給水装置工事
主 任 技 術 者

受水槽設備について

給水方式を受水槽式とする場合は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

(1)受水槽の位置と構造

- ①材質は、鋼板製、合成樹脂製（できるだけ複合板を使用）、ステンレス製又は鉄筋コンクリート製等で、水質に悪影響を及ぼす恐れのないもの。
- ②受水槽内面に使用する塗料、仕上げ材は、公的試験機関で安全性が確認されているものを使用する。
- ③保守点検をするために必要なマンホール及びステップを取り付ける。
- ④マンホールは、次の事項を具備する。
 - ア．鉄製、樹脂製又は同程度の強度をもつもの。
 - イ．蓋には取手を設け、施錠装置を取り付ける。
 - ウ．蓋は、防水型を使用し、水密性をもたせる。
- ⑤オーバーフロー管、通気装置、排気管及び排水ピットを設けるものとし、排水する際に汚水等が逆流しない装置を施し、排水口、通気口には防虫及び防鼠のための網を取り付ける。
- ⑥高水位から受水槽内壁の上端まで、原則として30cm以上の余高をとる。
- ⑦吐水口とオーバーフロー水面との間隔は、別表－1による。
- ⑧流出口の取り付け位置は、槽底より下端において原則として10cm以上とし、低水位は、流出口の上端以上とする。
- ⑨槽底は、排水口にむかい勾配をつける。
- ⑩給水口と流水口の取り付け位置は、死水の生じない構造とする。
- ⑪大型受水槽には、極力水位異状警報装置を取り付ける。
- ⑫受水槽には、ウォーターハンマー（水撃）防止のため、波防板及び水撃防止器を取り付ける。
（別図3参照）
- ⑬関係法令等を遵守する。

(2)受水槽への給水方法

給水管口径25mm以上の受水槽への給水方法は、定水位弁を使用し、次の標準図に基づき配管する。

- ①地上式（別図1参照）
- ②地下室設置型
 - ア．副受水槽方式（地上式に準じる。）
 - イ．直接給水方法（別図2参照）
- ③ボールタップは、複式のものとし、波動防止等の措置を講ずる。
- ④ボールタップは、槽のマンホールに接近した位置に設ける。
- ⑤給水管は、ウォーターハンマー等の影響を受けないよう支持金具で強固に固定する。

⑥管理者が必要と認める場合は、減圧弁等を設置する。

(3)受水槽以下の装置

受水槽以下の装置は、次の事項を十分考慮するものとする。

①給水方式

高架水槽方式、圧送方式、蓄圧式給水タンク方式等とする。

②高架水槽等の構造

材質及びその他付属施設は、受水槽に準じて必要な配慮をする。

③高架水槽の容量及びポンプ能力の標準

ア. 容量は、時間平均使用水量の0.5時間から1時間分とする。

イ. ポンプ能力は、高架水槽を0.5時間以内で満水にできるものである。

④ポンプ施設

ア. ポンプは故障時間を考慮し、予備機を設置する。

イ. メーターに異常圧力がかからないものとする。

ウ. 空気が混入する恐れのないものとする。

エ. ポンプの故障・停電等に備えて、緊急時の連絡先を明示した表示板を受水槽の防護ネットに取り付ける。

別表－1

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中 心までの水平距離	越流面から吐水口の最 下端までの垂直距離
13mm以下のもの	25mm以上	25mm以上
13mmを超え20mm以下のもの	40mm以上	40mm以上
20mmを超え25mm以下のもの	50mm以上	50mm以上

備考1 浴槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口一体型給水用具という。」を除く。）にあつては、この表右欄「25mm」とあり、又は「40mm」とあるのは「50mm」とする。

2 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並び事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、この表右欄中「25mm」とあり、「40mm」とあり、又は「50mm」とあるのは、「200mm」とする。

区分			越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
近接壁の影響がない場合			$(1.7 \times d + 5)$ mm以上
近接壁の影響がある場合	近接壁が1面の場合	壁からの離れが $(3 \times D)$ mm以下のもの	$(3 \times d)$ mm以上
		壁からの離れが $(3 \times D)$ mmを超え $(5 \times D)$ 以下のもの	$(2 \times d + 5)$ mm以上
		壁からの離れが $(5 \times D)$ を超えるもの	$(1.7 \times d + 5)$ mm以上
	近接壁が2面の場合	壁からの離れが $(4 \times D)$ mm以下のもの	$(3.5 \times d)$ mm以上
		壁からの離れが $(4 \times D)$ mmを超え $(6 \times D)$ mm以下のもの	$(3 \times d)$ mm以上
		壁からの離れが $(6 \times D)$ mmを超え $(7 \times D)$ mm以下のもの	$(2 \times d + 5)$ mm以上
		壁からの離れが $(7 \times D)$ mmを超えるもの	$(1.7 \times d + 5)$ mm以上

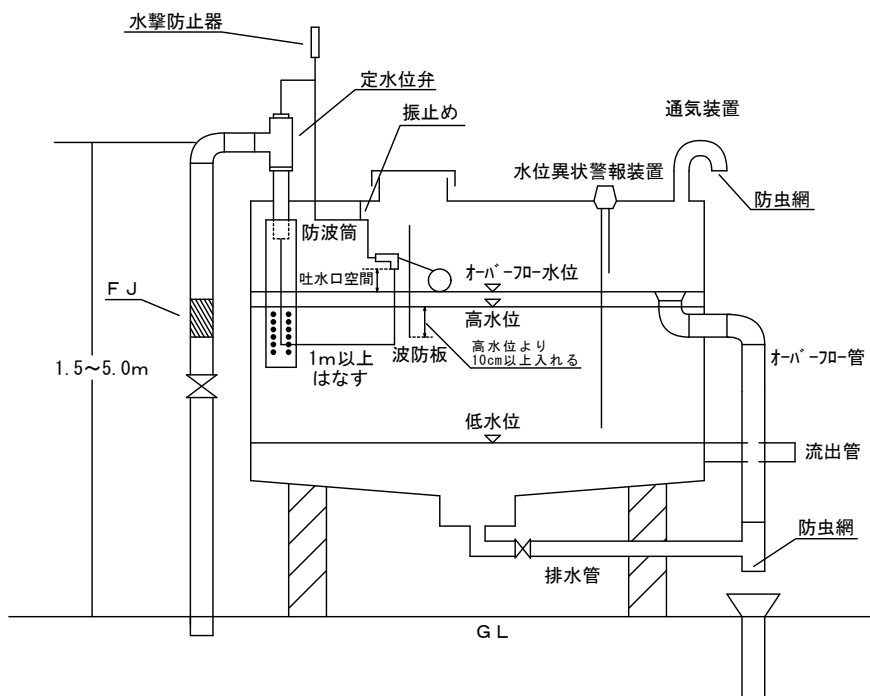
備考1 D：吐水口の内径（単位 ミリメートル）

d：有効開口の内径（単位 ミリメートル）

- 2 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。
- 3 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。
- 4 浴槽に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、右欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が50mm未満の場合にあっては、当該距離は50mm以上とする。
- 5 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、右欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が200mm未満の場合にあっては、当該距離は、200mm以上とする。

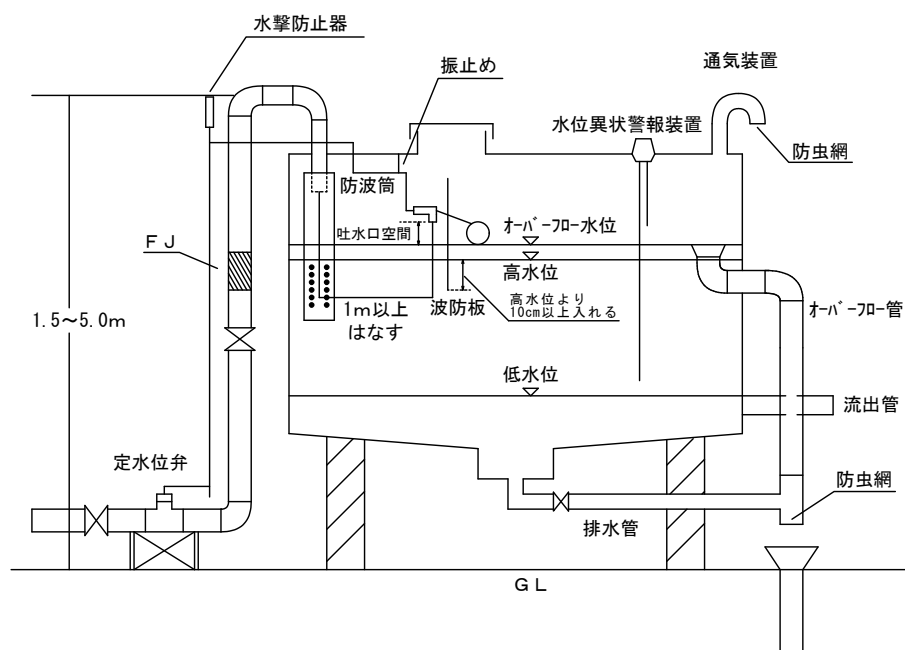
別図 1 地上式受水槽

①



※波防板については別図3を参照

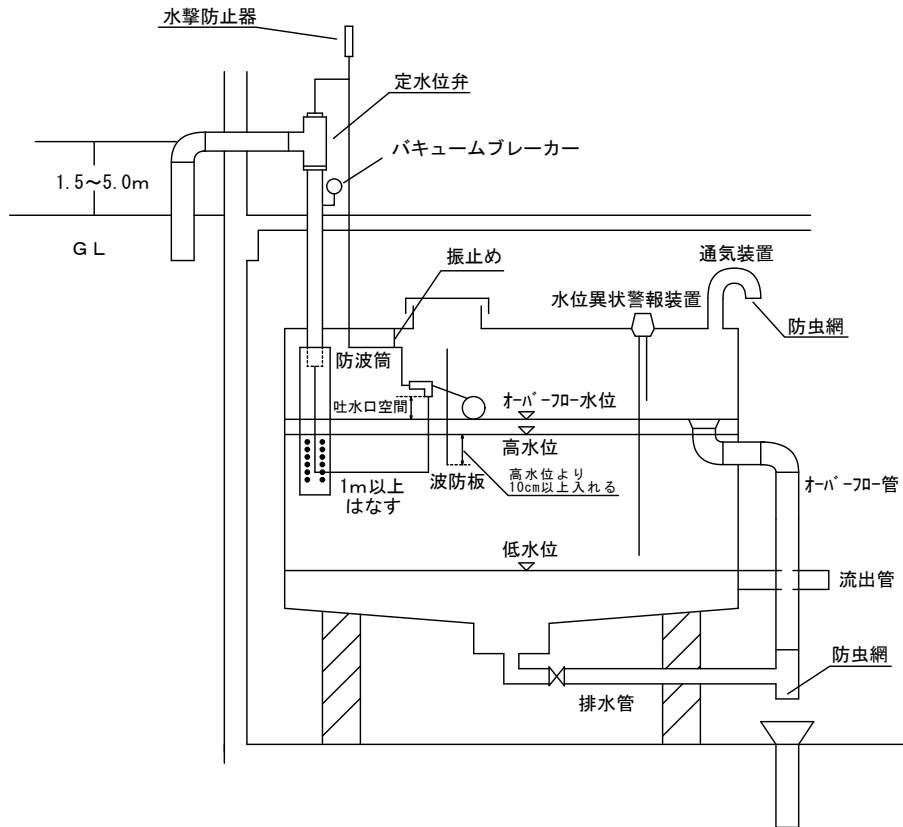
②



※波防板については別図3を参照

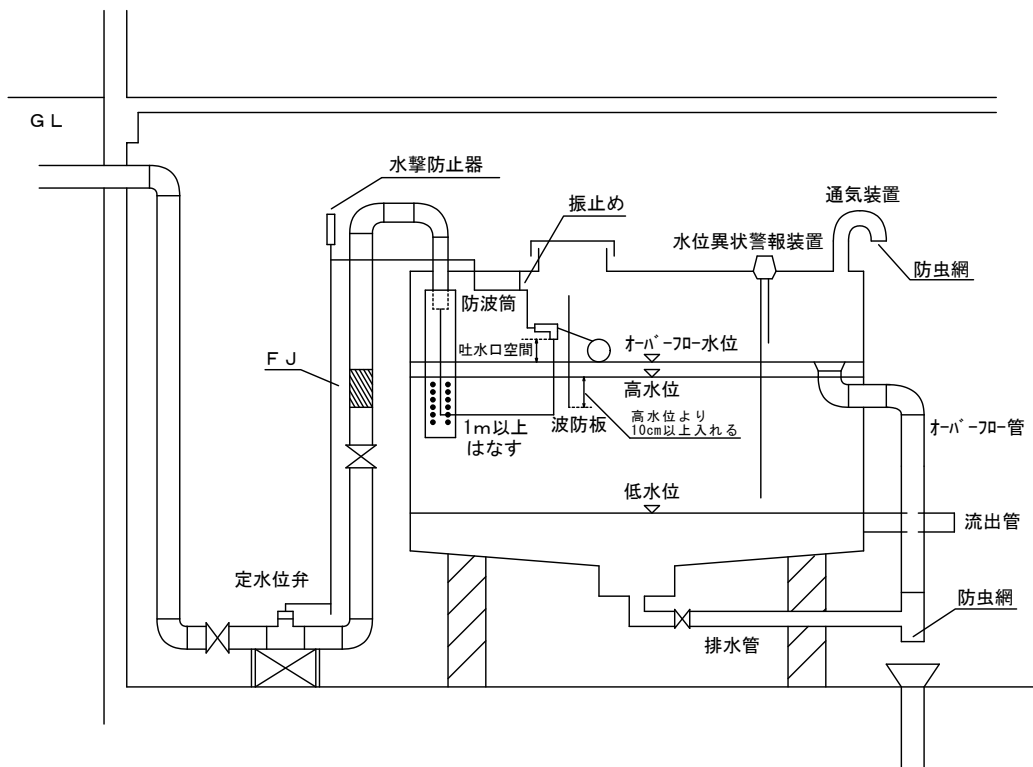
別図 2 地下式設置型直接給水方法

③



※波防板については別図3を参照

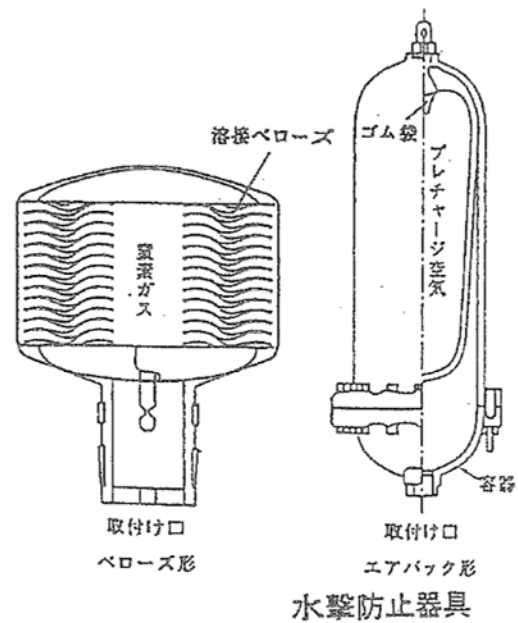
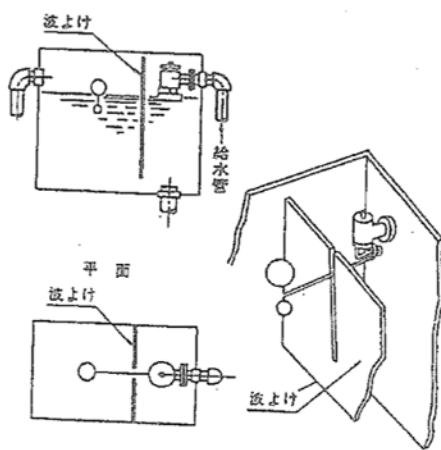
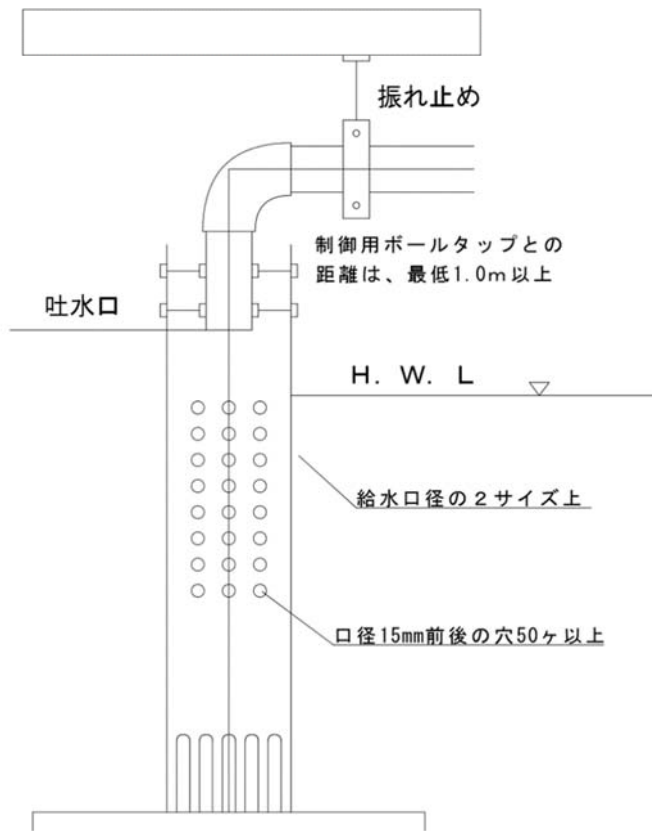
④



※この場合の定水位弁は流量調整型を設置し、量水器使用可能範囲の最大値に調整すること。

※波防板については別図3を参照

別図3 波防装置



水撃防止器具 (給排水・衛生設備の実務の知識)

建物種類別単位給水量・使用時間・人員表

建物種類	単位給水量 (1日当)	使用 時間 [h/日]	注 記	有効面積あたり の人員など	備 考
戸建て住宅	2500/人	10	居住者1人当たり	0.16人/m ²	男性250、女性300 (ℓ/人)
集合住宅	2500/人	15			
独身寮	250~3000/人	10			
官公庁・事務所	800/人	8	在勤者一人当たり	0.2人/m ²	社員食堂・テナト等は別途加算
工場	800/人	操業時間+1	在勤者一人当たり	座作業0.3人/m ² 立作業0.1人/m ²	社員食堂・シャワー等は別途加算
総合病院	1500~35000/床 30~600ℓ/m ²	16	病床(ベッド)数 延べ面積1m ² 当たり		設備内容等により詳細に検討する
医院・診療所(歯科 医含む)	300/人	4	外来患者1人当たり	0.3人/m ²	
	1000/人	8	職員1人当たり		
ホテル全体	500~60000/床	12			設備内容等により詳細に検討する
ホテル客室部	4000/床				客室部のみ
保養所	5000/人	10			
喫茶店	600/店舗m ²	10	店舗面積1m ² 当たり	店舗面積には 厨房面積も含む	厨房使用量のみ適用 便所洗浄水などは別途加算
飲食店	100~5000/店舗m ²	10	軽食100、そば200、和 食300、洋食400、中華 500 (ℓ/店舗m ²)	同上	同上
社員食堂	1200/食堂m ²	10	食堂面積1m ² 当たり	同上	同上
給食センター	300/食	10	1食当たり		同上
デパート・スーパーマーケット	250/m ²	10	延べ面積1m ² 当たり		従業員分・空調用水を含む
託児所、幼稚園、保 育園、小学校	400/人	6	児童1人当たり		同時に収容できる人員(児童・生徒) プール用水(40~100ℓ/人)は、 別途加算
	1000/人	9	職員1人当たり		
中学校以上	500/人	6	生徒1人当たり		
	1000/人	9	職員1人当たり		
大学講義棟	30/人	9	延べ面積1m ² 当たり		
劇場・映画館	300/m ² 0.30/人	14	延べ面積1m ² 当たり 入場者1人当たり		従業員分・空調用水を含む
ターミナル駅	100/1000人	16	乗客1000人当たり		列車給水・洗車用水は別途加算
普通駅	30/1000人				従業員分・多少のテナト分を含む
寺院・教会	100/人	2	参会者1人当たり		常住者・常勤者分は別途加算
図書館	250/人	6	閲覧者1人当たり	0.4人/m ²	常勤者分は別途加算
高齢者福祉施設	5000/人 1000/人	10	入居者1人当たり 職員等1人当たり		
デイサービス	2000/人 1000/人	9	利用者1人当たり 職員等1人当たり		
公衆浴場	500/人	10	客1人当たり		従業員は別途加算 (男性100、女性1500/人)
プール	300/人				
ゴルフ・パッティング場	250/人				
ホーリング場・スケート場	200/人				
ゲームセンター・卓球	50/人				
パチンコ店	500/台				
ガソリンスタンド	5000/台	8	洗車大型手洗		
	3000/台		洗車小型手洗		
	1000/台		洗車小型機械		
競技場、体育館、観 覧場	300/人	10	観客1人当たり		
	1000/人		選手、職員1人当たり		

- 注 1) 単位給水量は設計対象給水量であり、年間1日平均給水量ではない。
 2) 備考欄に特記のない限り、空調用水、冷凍機冷却水、実験・研究用水、プロセス用水、プール・サウナ用水等は別途加算する。
 3) 数多くの文献を参考にして表作成者の判断により作成。

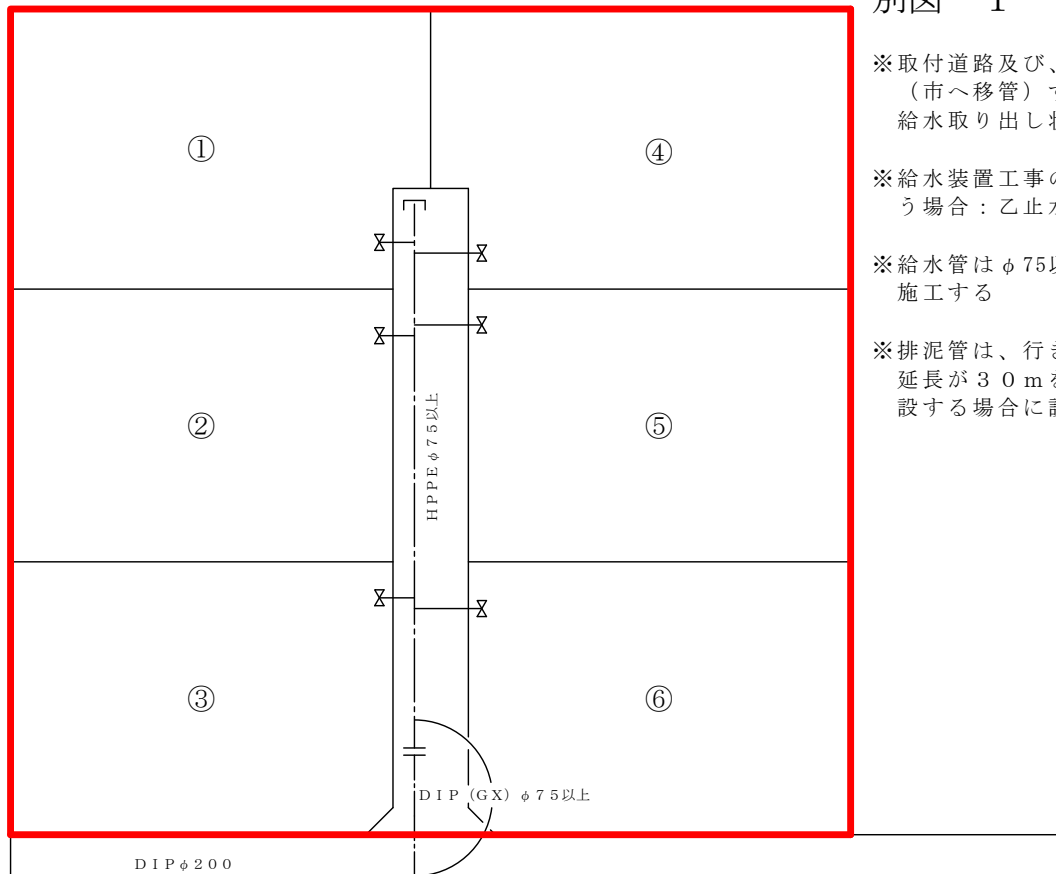
開発行為等における分譲地の給水計画について

1. 取り付け道路及び配水管を伊勢崎市へ帰属（移管）する場合（別図—1 参照）
 - (1) 帰属する配水管は、口径75mm以上で本管仕様にて施工し、出来形管理表、水圧試験報告書、配管台帳（位置図、平面図、配管詳細図、使用材料調書、横断図、オフセット図、撤去平面図）、給水台帳（給水工事設計書、給水工事竣工図）、CD-R等にてデータ（SFC、JWW、PDF）、工事写真、その他必要書類を提出する。
 - (2) 区画毎に、サドル分水栓を使用して口径20mm以上の給水管で取り出し止水栓まで設置する。給水装置工事の申込み時から給水装置として取り扱う。また、メーターボックスを設置される場合は一栓工事とし、全ての区画で水道給水装置工事申込書の提出、加入金、手数料を納入する。
 - (3) 止水栓筐の高さは側溝の高さと同じにする。
 - (4) 帰属をする口径75mm以上の配水管は伊勢崎市上下水道局開発配水管帰属基準に準じて施工する。
 - (5) 給水管については、給水装置工事施行基準に準じて施工する。
 - (6) 帰属する配水管の管種、口径、施工方法等については事前に局担当者と打合せをする。

2. 取り付け道路及び配水管を伊勢崎市へ帰属（移管）しない場合（別図—2 参照）
 - (1) 全ての区画で水道給水装置工事申込書の提出、加入金及び手数料を納入する。
 - (2) 区画毎に口径20mm以上の給水管で取り出しメーターボックスと一栓を設置する。
 - (3) 止水栓筐の高さは側溝の高さと同じにする。
 - (4) 給水管は、給水装置工事施行基準を遵守し施工する。

開発行為等による宅地分譲の場合

別図-1



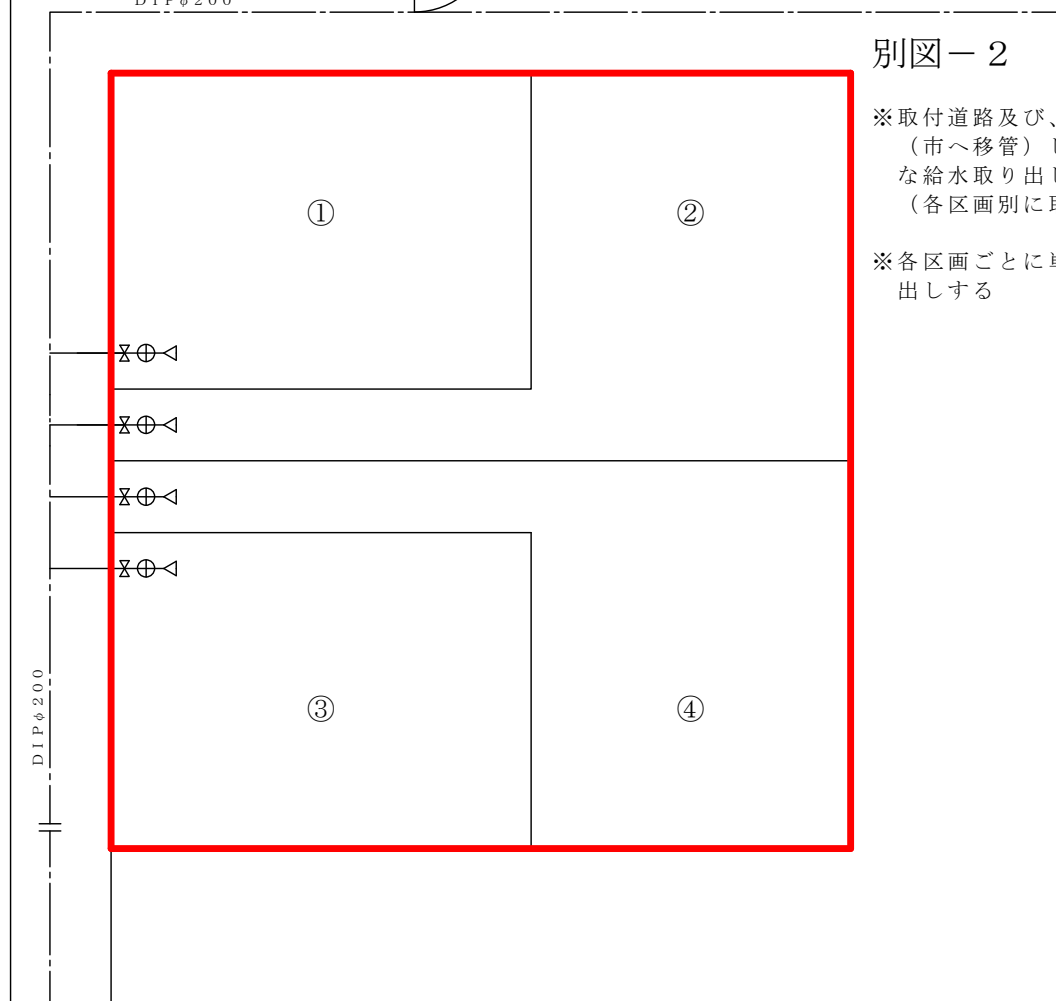
※取付道路及び、給水管を帰属行為（市へ移管）する場合の標準的な給水取り出し状況図

※給水装置工事の申込を分譲後に行う場合：乙止水栓までの施工

※給水管はφ75以上で本管仕様にて施工する

※排泥管は、行き止まり道路に布設延長が30mを超える配水管を布設する場合に設置する

別図-2

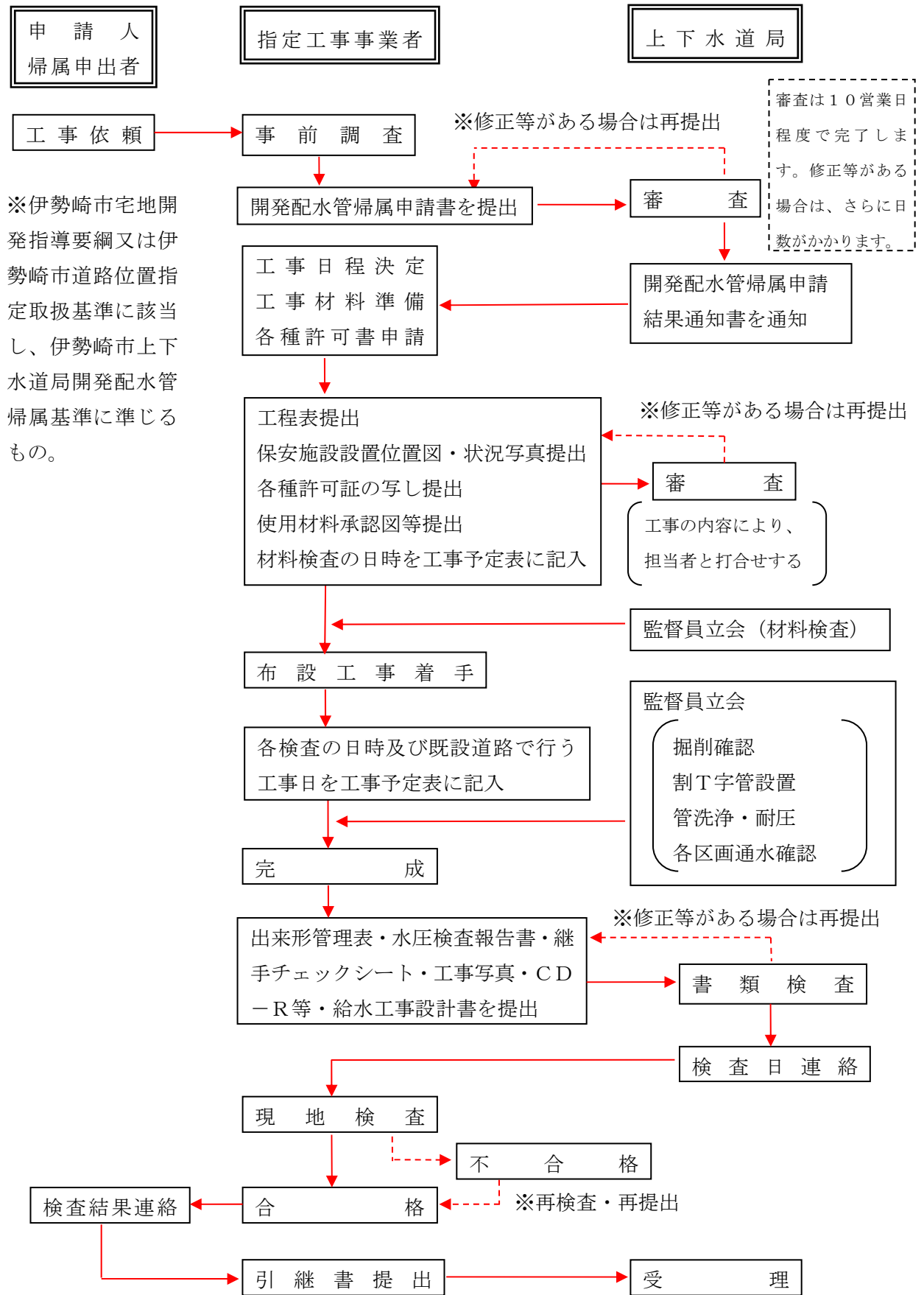


※取付道路及び、給水管を帰属行為（市へ移管）しない場合の標準的な給水取り出し状況図（各区分別に取り出しをする）

※各区分ごとに単独にて給水取り出しする

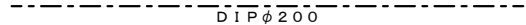
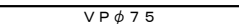

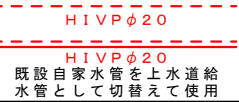
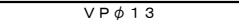

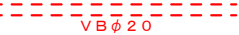
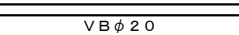

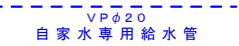



伊勢崎市配水管帰属受入フロー図

※工事の内容によってはフロー図と異なる場合があります。



給水装置等表示一覧

管種の種類

	新設管	既設管	撤去
配水管			
給水管			
ライニング鋼管			
自家水給水管			撤去管は記入しません
自家水ポンプ			

※ 図面作成時には、配水管は『黒』、給水管は『赤』で表記する。

管種の省略表示

名称	省略表示	名称	省略表示
ダクタイル鋳鉄管	DIP	ポリエチレン管 (1種2層管)	PP
鋳鉄管	CIP	ポリブデン管	PBP
鋼管	SGP	ステンレス鋼鋼管	SSP
石綿セメント管	ACP	ステンレス フレキシブル継手	FJ
塩化ビニル管	VP	架橋ポリエチレン管	XPEP
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP	高密度ポリエチレン管 (JIS外径)	HPPE
内面ライニング鋼管	VB		
内外面ライニング鋼管	VD		

給水装置記号の表示

名称	表示記号	名称	表示記号
仕切弁（配水管）		アングルバルブ （混合栓の場合）	 AV・混合水栓
乙止水栓（給水管）		特殊器具類（給湯器等）	 給湯器
量水器（メーター ボックスユニット）	 φ20MU	片落ちソケット	 SKX25×20S
量水器（量水器ボッ クス・丙止水栓含む）	 φ30M	逆止弁	
止水弁類（量水器二次 側）、2F立上がり等	 BV（又は「GV10K保安製」）	消火栓	
各種給水栓	 自在水栓	立上がりヶ所	 2Fへ+3.0
ボールタップ	 ボールタップ	さや管（水路上越し 防護管等）	 さや管VDφ50
ブースターポンプ		減圧弁	
受水槽		消火水槽	

給水装置記号の表示 2

名称	表示記号
ヘッダー配管用点検口 （点検口の設置位置開口部の寸法記入）	 1F床下点検口0.6×0.6
既設管との接続	 φ20S H I V P φ20（新設管） 人 V P φ20（既設管）

課長	審査	受付

自主検査調書

給水所在地					
受付番号		申込者氏名		水栓番号	
検査種別及び検査項目		検査の内容			確認欄
屋 外	舗装本復旧	適正に施工されているか（ 月施工予定）※未施工の場合は施工予定月を記入			
	水道メーター等	設置位置は適正な場所か（申請と同じ）			
		逆付け、片寄りがなく、水平に取付けられているか			
		検針、取替に支障がないか			
		指定工事事業者シールをメーターボックスの蓋の裏側に貼っているか（新設・改造共）			
		メーターオフセットは境界杭等を確認し正確に測っているか			
	埋設深さ	所定の深さが確保されているか（※止水栓管の深さは60cm以上必要）			
	管延長・位置	竣工図面と整合しているか			
きょう類	傾きがないこと、及び設置位置は適正か				
バルブ、止水栓等	スピンドルの位置がボックスの中心にあるか、管の仕様が設計書と同じか				
配 管	配 管	延長、給水用具等は配管図と整合しているか（位置、用具の種類・数）			
		配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないか			
		給水管の口径、経路、構造等が適切であるか			
		水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な措置が取られているか			
		逆流防止の為に給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされているか			
	クロスコネクション及びループ配管がなされていないか				
	接 合	適切に接合されているか			
	管 種	性能基準適合品の使用を確認			
給水用具	給水用具	性能基準適合品の使用を確認			
	接 続	適切な接合がなされているか			
受 水 槽	吐水口空間の測定	吐水口と越流面等の位置関係の確認			
		ウォーターハンマー防止措置等はとられているか（容量 t）			
機 能 検 査		通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態などについて確認			
耐 圧 試 験		一定の水圧による耐圧試験を行ったか			
水 質 確 認		残留塩素 mg/l			
竣 工 図 の 受 け 渡 し		申込者または使用者に対して竣工図の写しを渡したか			
<p>上記のとおり自主検査を行い適正であることを確認しました</p> <p>伊勢崎市上下水道局 上下水道整備課長様 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">指定工事事業者名</p> <p style="text-align: center;">担当給水装置工事主任技術者</p>					

検査確認事項については○または該当しない欄には斜線を記入すること

課長	審査	受付

給水装置工事竣工検査願

年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

指定給水装置工事事業者

主任技術者氏名

下記給水装置工事が竣工したので検査をお願いします。

受 付	年 月 日 第 号
給水装置所在地	伊勢崎市 町 番地
工事申込者	

検 査 調 書			
検 査 年 月 日	年 月 日		
判 定		検 査 員	
所 見	メーターオフセット		

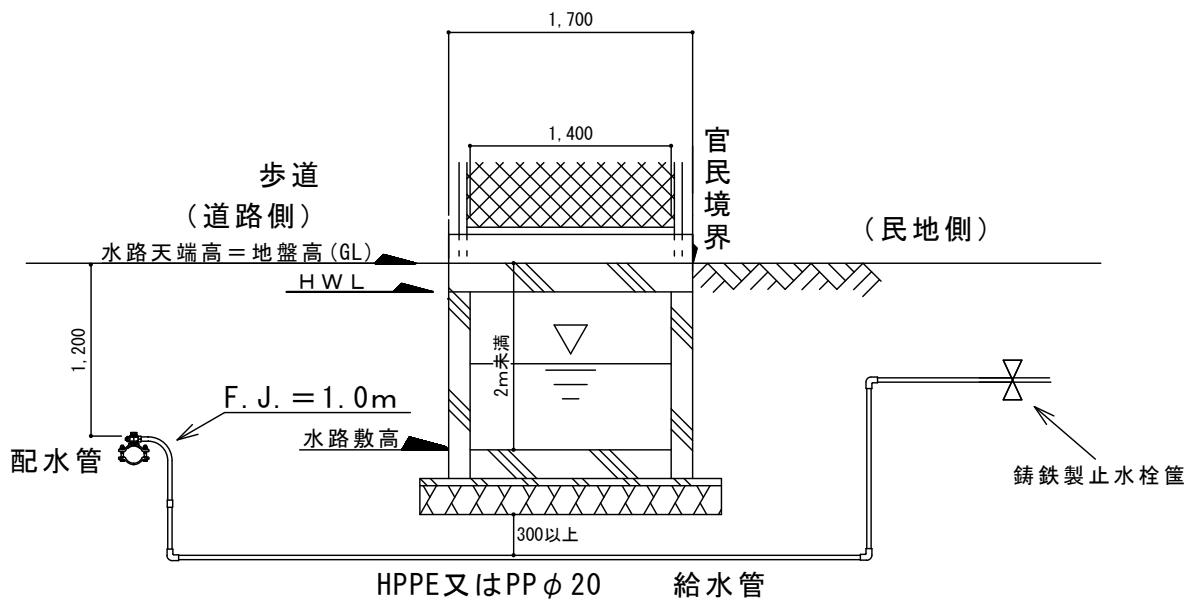
水路（開渠）を横断する場合の上越し、下越しの基準について

○原則として下越しにする。水路天端高から水路敷高までの距離が2.0m以上の場合は上越しでもよいが、上越しにする場合は下記事項に注意する。

- ・道路内に管類が飛び出ないようにする。
- ・管の横断位置は水路の高水位ライン（HWL）以上にする。
- ・道路や水路の管理者と協議する。

○ボックスカルバート型水路（暗渠）は原則として大きさに関係なく下越しにする。

（下越し参考図）



(上越し参考図)

サドルバンド等で支持する
 コンクリート保護
 (300×300×300以上)

※上越し部分 (VD) はφ20とする。
 ステンレス管を使用する場合φ20mm可。
 その場合もフレキシブル継手は使用する。

